

---

## 令和2年第1回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

---

令和2年3月17日(火)

---

### 1. 議事日程第4号

令和2年3月17日(火) 午前10時開議

第1 一般質問

---

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(14名)

1 番	横山 弘 康	2 番	衛藤 和 敏
3 番	河島 公 司	4 番	細井 良 則
5 番	松下 善 法	6 番	小幡 幸 範
7 番	松本 真由美	8 番	大野 元 秀
9 番	宿利 忠 明	10番	河野 博 文
11番	秦 時 雄	12番	高田 修 治
13番	藤本 勝 美	14番	石井 龍 文

欠席議員(なし)

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 村木 賢 二                      議事庶務班主幹 山本 恵一郎

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿利 政 和	教 育 長	梶原 敏 明
総務課 長	石井 信 彦	政策法務課長	繁田 良 一
企画商工観光課長	衛藤 正	基地対策室長	清原 洋 一

税務課長	秋好英信	福祉保健課長兼 子育て世代 包括支援センター 設立準備室長	西村正明
住民課長	藤原八栄	建設水道課長	穴井智志
建設水道課 水道室長	長柄義正	農林課長	藤林民也
人権確立・ 部落差別解消 推進課長	瀧石裕一	会計管理者兼 会計課長	江藤幸徳
教育総務課長兼 学校給食センター所長	横山芳嗣	学校教育課長	佐藤貴司
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	長尾孝宏	社会教育課 参事	吉野弥也子
農業委員会 事務局長	渡邊克之	監査委員 事務局長	時枝弘法
総務課長補佐兼 行政班主幹	神田裕一		

午前10時00分開議

○議長（石井龍文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、申し上げます。

本定例会においては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴席の利用は報道関係者のみとしております。また、議場内はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますよう御協力願います。

本日の会議に遅刻の届けが提出されておりますので、報告いたします。議員につきましては13番藤本勝美君、所用のため遅刻の届出が提出されております。

ただいまの出席議員は13名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

○議長（石井龍文君） 日程第1、これより一般質問を行います。

会議の進行に御協力をお願いします。

最初の質問者は、6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） おはようございます。議席番号6番小幡です。一般質問の機会をいただきましたので、議長の許可をいただきまして一問一答にて質問をさせていただきます。

まずは、行財政改革についてです。

昨年の一般質問以降、行財政改革プランや実施計画の説明を通して、町としての考えを示していただきましたが、県内のほか自治体で財政危機のニュースが話題となり、決算を承認してきた議会に対しても住民からの厳しい声が上がっているとのことでした。新聞報道を読んだ玖珠町民の方々からも、玖珠町は大丈夫かと財政に対する心配の声が多く寄せられ、今まさに住民の関心も高まってきており、財政を見直す時期なのではないかと考えられます。

そこで、過去15年分の決算カードから財政状況を再度確認をしたところ、実質単年度収支は平成23年から8年間、毎年約1億から2億円の赤字を出し続けており、経常収支比率も85%以上が8年間続いていることから、財政の弾力性がない状況が続いています。

また、15年間で地方債は約10億円増加し、財政調整基金は取崩しを行ってきたため、大きく減少をしています。昨日の一般質問において、今後、基金残高は7億円以上を目指すとのことですが、この7億円という数字は平成19年度と同規模の額であり、今後、災害など緊急的な対応が必要な際に、不安の残る数字です。行財政改革プランには、これまでの取組で玖珠町の財政は危機的な状況から脱することができたと書かれていますが、この15年で財政状況は厳しくなっており、とても危機的な状況から脱することができたという判断にはなれません。

これまで実施してきた行財政改革における評価と課題は、どのように分析しているのかを伺います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） おはようございます。

本町では、古くは昭和の時代から行財政改革の取組を行っておりますが、近年では、平成17年度から平成21年度までの行財政改革緊急4か年計画、玖珠町集中改革プラン、平成23年度から平成27年度までの玖珠町行財政改革の指針及び玖珠町行財政改革実施プランといった計画を策定いたしまして、行財政改革の取組を行ってきたところでございます。

特に、平成17年の玖珠町集中改革プランの策定をした時期は、長引く景気低迷の中、国の三位一体の改革による地方交付税の見直しなどのあおりを受けまして、玖珠町を含め全国の市町村が、財政再建団体になりかねないという危機的な状況が危惧をされてきたところでございます。

玖珠町は、緊縮財政を基本といたしまして行財政改革に取り組みました。評価といたしましては、財政改革としては総人件費の抑制、それから各種団体への補助金の見直しなどによりまして、13億円の財政効果があったというふうに評価をしているところでございます。なお、この間におきましては、玖珠町議会におかれましては議員定数の削減、報酬や旅費日当のカットなどの御協力をいただいき

たところでございます。

一方、行政改革におきましては、コミュニティ組織の立ち上げを行うなど、大きな成果もございましたが、住民との協働、それから行政サービスの見直し、職員の意識改革等の課題については、十分行えたという状況ではございませんでした。

平成23年度からの玖珠町行財政改革の指針の実施では、これまでのカットを中心とした財政改革から、行政の仕組みを変える行政サービス改革といった全国的な取組の状況もございましたので、主に行政サービス改革を重点的に取り組んできたところでございます。評価といたしましては、財政状況が厳しい中にありましても、機関庫公園の整備や久留島記念館の建設、くす星翔中学校の建設などの大型事業を実施いたしまして、また、一方で行政サービス改革におきましても全国的にも先進的な取組となりました総合窓口の設置をはじめ、指定管理者制度などの民間活力の活用、それから職員研修の充実などの成果があったものというふうに評価をしているところでございます。

しかしながら、大きな目標の一つでもありました職員数の削減につきましては、国の制度改革や権限移譲などによりまして業務が著しく増加したこと等によりまして、平成30年度に普通会計職員150人体制を目指すという目標につきましては、残念ながら平成31年4月時点で163人という状況でございました。また、財政状況につきましても、大型事業の実施によりまして悪化をしてきているところが現状でございます。

これらの反省を踏まえまして、今後の行政運営では、国の制度改革や急速に変化をしていきます住民ニーズに的確に対応しながら、玖珠町が魅力あるまちづくりを行うための人材や財源、行政の仕組みなどの行財政基盤をいかに強化していくかが課題であろうかというふうに考えております。

このためには、今回の行財政改革を確実に実行していく必要があるというふうにも考えておりまして、最初の2年間を、特に集中行動期間と設定をいたしまして、実施計画で掲げました行動を着実にスタートしていくとともに、短いサイクルでの評価と見直しを繰り返していくことで、これまで述べてまいりました社会の変化や住民ニーズに柔軟に対応していく、そういった改革にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6 番（小幡幸範君） 過去いろいろな取組の中で、評価の出ている分もあれば、出していない分、課題となっている部分もあると思いますので、今後も、覚悟を持って行財政改革に取り組んでいただきたいと思います。

大分県内、どの自治体も財政状況が厳しい中、玖珠町においても、事業の縮小など緊縮財政へとかじ取りをする必要があるのではないかと考えますが、過去の経過も踏まえて、どのような財政運営を行っていくのか町長の考えを伺います。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） おはようございます。お答えを申し上げます。

行財政改革の方針、方向性については、ただいま総務課長からお答えを申し上げたとおりでございます。小幡議員の御指摘のとおり、単年度決算を見ますと赤字でありまして、地方債や基金の取崩し、また、防衛関係予算などの活用によって、毎年何とかやりくりをしている状況が続いておりますし、今後もそのような状況になるのではないかなと見込んでいるところでございます。

このため、財政調整基金の一定の確保、これが約7億円という数字を示しております。また、メルサンホールの設備や、そのほかの公共施設の改修もあるわけでございますが、これらも先延ばしになった状態になっておりますので、今後は、最低限のそういった施設整備等、更新を避けられないものもございます。そのような意味では、当分の間、新規に大型施設等の建設、プロジェクト等の取組は非常に難しい状況になっております。

宿利町長になったら、何もしていないんじゃないかという御批判はいただくことになるかと思いますが、そのための行財政改革プランの策定、実施でありますので、今回策定をいたしましたプランを基軸に、今後とも行政改革、財政改革に取り組んでまいりたいと思っております。その意味では、町民の皆さんのサービス低下にならないように、今ある施設や制度、仕組み等を有効活用いたしまして、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） しっかり、過去を遡っていただき、今後の対応に活かしていただきたいと思っております。

先日、行財政改革プランとその実施計画が議会に提出をされ、プランの中で本町における行財政運営の課題は4点上げられておりました。どの課題も今後の玖珠町が取り組まなければならない重要な内容です。その中で、社会保障関係費の増加については、プランの中に具体的な取組等が書かれていませんが、対策等は考えていないのかを伺います。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 質問にお答えいたします。

社会保障関係費の増加を抑制させることにつきましては、様々な分野の取組が考えられますが、少子高齢化が進行し、人生100年時代と言われる中で、健康寿命、いわゆる心身ともに自立し、健康的に生活できる期間を延ばすことが求められております。

大分県におきましても健康寿命日本一を掲げておりますが、本町においても、童話の里くす健康21計画に掲げていますように、全てのライフステージにおける健康づくりを展開しているところでございます。その主な取組は、各種健康診断の受診促進、生活習慣の予防教室や健康教室の開催、健康相談や家庭相談等により、個別あるいは集団に対しての支援や地区組織活動への育成支援を行っているところでございます。

健康は、住民一人一人が意識を持って、健康づくりに努めるということが最も重要であります。定期的に健康診断を受けること、運動をすること、食事に気をつけること、いわゆる生活習慣病の予防という部分に意識を持ってもらえるよう、玖珠町愛育健康づくり推進協議会をはじめ関係団体等々と

連携し、個人の意識を支援する事業を実施することで、町民全体が人生の最期まで元気に楽しく毎日を過ごせる健康寿命の延伸を目指しております。地道な取組ではございますが、予防や健康増進によって介護・医療等の社会保障費の縮減を目指しているものであります。

以上であります。

○議長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 扶助費のほうの動きですけれども、15年前と比較すると約2倍に増加しており、社会保障関係費の適正化は大きな課題だと思います。医療費、介護給付費の適正化に向けた、課長が申された健康福祉の推進は、担当課としても、今後計画予定である童話の里健康21計画の中でしっかり対応を行っていただきたいと思います。

次に、実施計画の推進スケジュールについて伺います。

実施計画の具体的な取組として、35の実施項目がある中で、集中行動期間の間に調査、研究や検討が終わり、令和4年からほぼ全ての項目が実施に移ることになっています。実施計画は実行していくための計画であり、調査、研究や検討は既に終わっていないと考へますが、多くの項目で調査、検討が目につきます。委員会や部会の中で調査や検討は実施してこなかったのかを伺います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 今回の玖珠町行政改革プラン及び実施計画の策定に当たりましては、町長をトップとした所属長で構成いたします本部会議を7回、職員で構成いたします行政改革推進委員会を9回ほど実施いたしまして、その間におきましては、主管課、それから担当職員等の意見を反映してきたものとなってございます。したがって、相当数の時間をかけて検討をしてきたということが言えると思っております。

実施計画に調査、研究や検討の記載が多いという御指摘でございますけれども、実施計画にございます取組項目につきましては、物件費の削減や人件費の抑制のようにすぐに実施可能なものから、窓口改革やICTの活用など早い周期で状況が変化していくもの、それから、他市町村や住民の方、各種団体との連携など時間を要するものもかなりございます。実施計画を、具体的に、そして玖珠町にとって有益なものとして実行していくためには、今後、住民の皆様のニーズや他市町村の状況調査、それから、それぞれの部署の間、関係団体との協議、検討を十分行う必要があると考へております。

本計画につきましては7年間という長期にわたる計画でございますので、議員の御指摘のとおり、現段階におきましては調査や検討といった内容も多くございますが、毎年度の見直しを行うことによりまして、より具体的な時期、内容に更新をしていきたいというふうに考へているところでございます。

○議長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 改革プランの中にも、将来を見据えた課題をバックキャストし、早い段階から必要となる取組を実行するとともに書かれています。調査、研究を行う中で、玖珠町では実施が厳しいとなった場合は、今後、方針転換や実施しないことも考えられるのか伺います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 今回の行財政改革につきましては、行政サービス改革、財政運営改革、それから組織と意識改革を基本方針としながら、総合計画に描きます珍珠町の将来像の実現に向けた行財政基盤の強化を行うということを主な目的としておりまして、この点について方針を転換をしないといたことは考えておりません。

実施計画の内容につきましては、本計画が、何度も申しますように、7年間という長期でございますので、これまで以上にICTを活用した窓口改革など先進的な取組も行っていきたいということでございます。検討、評価を職員全員で行っていくことによりまして、珍珠町にとって一番よい方法を選択していきたいというふうに考えております。

○議長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 再三の発言にはなりますが、実行するための実施計画ですので、絵に描いた餅と言われたいよう、計画どおり実行していただきたいと思っております。

実施計画の中には、情報提供の推進が掲げられており、財政状況や契約状況など公開できる文書はホームページ等により積極的な情報提供に努めますとありますが、住民への情報提供はどのように実施しているのか伺います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） これまでも、財政状況や行革の状況につきましては、広報くす、それからホームページを利用して情報提供を行っているというところでございます。また、今回の行革を行うに当たりまして、町内の4地区で12月に住民説明会をさせていただいたところでございます。説明会の場におきましては、町の財政状況が悪化しているということを初めて知って、住民としても私たちとしてもできることはやっていきたいという積極的な御意見もいただいていたところでございます。

これまでの周知につきましては、十分ではなかったというように反省もしているところでございますが、今後につきましては、住民の皆様にも十分伝わるように透明化を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 引き続き情報の提供や透明化というのは実施していくと思っておりますが、中身のほうで、数字や財政用語の羅列では住民には伝わりにくいので、直感的に分かるようなグラフや図を用いて知ってもらう機会を提供していただければと思います。

次に、税の賦課徴収業務についてです。

税務については、過去2回質問をしてきましたが、確認の意味も込めて再度質問をいたします。

過去の一般質問の中で、固定資産税の評価替えについては、土地の筆数が10万5,441筆あり、担当職員4人で全筆の実地調査をすることは困難な状況と答弁をいただいておりますが、その後、実地調査

や評価替えの現状と対策は取れているのか、また、固定資産税の鑑定評価はどのように実施しているのか、2点関係しているのでは、併せて伺います。

○議長（石井龍文君） 秋好税務課長。

○税務課長（秋好英信君） おはようございます。

それでは、固定資産税の実地調査、評価替えの現状、それから鑑定評価をどのように実施しているのか、2点併せてお答えをいたします。

固定資産税の評価につきましては、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて、市町村長がその価格を決定し、この価格を基に課税標準額を算定したものを固定資産税台帳に登録する仕組みとなっております。固定資産税は、毎年1月1日、基準日といいますが、家屋、土地、償却資産を所有している方々に課税をいたします。

まず、実地調査についてお答えいたします。

家屋につきましては、新築物件や増築物件の評価のため現地調査を行います。土地につきましては、不動産登記法の取扱いと同様ですが、課税上の地目の認定は現況課税となります。そのため、当該土地の現況や利用目的に照らし、土地全体の状況を観察して評価をしております。

議員が申されましたように、町内には10万5,000筆ほどの土地がございます。過去の答弁と同様、全ての土地を実地調査することは現実的に困難です。そのため、実務的には、登記情報を基に地目変更や分筆登記、国土調査、農業委員会の農地転用などの資料によって、状況に変化があるものについて現地確認を行っております。また、無届けの建築や転用の場合もございますので、その際は、町内の巡回や航空写真を活用しながら状況把握に努めているところでございます。

次に、評価替えについてお答えいたします。

土地と家屋の評価につきましては、3年ごとの基準年度に評価替えが行われ、基準年度の価格は3年間据え置くことが原則となります。直近では、平成30年に評価替えを行いましたので、今回は令和3年となります。土地評価に係る不動産鑑定業務や家屋の再建築費に係る評価メンテナンス作業など、令和3年の評価替えに向けて準備を進めているところでございます。

次に、固定資産税の鑑定評価についてお答えします。

土地の評価につきましては、自治省が定める固定資産評価基準において、鑑定評価から求められた価格を活用することと示されております。そのため、町内に92ポイントの基準地、具体的な都市計画内の路線価内に18、その他、それ以外の土地74筆、ポイントを定めて不動産鑑定士による鑑定評価を基に評価額を算定しています。不動産鑑定士の選定に当たっては、県内市町村は大分県鑑定士協会と鑑定業務委託契約を締結し、担当となった不動産鑑定士に鑑定作業を進めていただくこととなります。

なお、毎年、国土交通省が1月1日の公示価格、県が7月1日の地価調査を、それぞれ発表しますので、3年に1度の評価替えとは別に、国の公示価格と県の地価調査の動向を見極めながら、時点修正をする際の検討材料として鑑定評価を別途依頼をしております。

以上です。



○議 長（石井龍文君） 6 番小幡幸範君。

○6 番（小幡幸範君） 昨年の12月25日の西日本新聞にも、人手不足、現地確認に限界として掲載をされ、実地調査を行わず利用実態も確認しないまま課税を行っていることが問題となっており、玖珠町でも同様の状況ではないかと非常に心配をしているところです。3年かけて価格の見直しと毎年の実地調査が法律の趣旨であることから、次の評価替え年度である令和3年に向け、対策が必要であれば検討をお願いします。

先ほどの答弁の中で、鑑定評価を大分県不動産鑑定士協会に委託をしているということですが、鑑定の結果について、隣接市町の担当職員や不動産鑑定士、また税務署職員を集め、価格水準や地価動向についての情報交換や鑑定価格のバランス調整等について意見交換や調整は実施できているのか、具体的な取組があれば伺います。

○議 長（石井龍文君） 秋好税務課長。

○税務課長（秋好英信君） お答えします。

評価替えにおける県境や市町村境など、隣接する自治体間の鑑定価格は特に気になる点でございます。評価替えに向けた県の全体会議やブロック会議等で、毎回議論ともなります。特に隣接する日田市や九重町との鑑定価格やバランス調整は、不動産鑑定士と情報交換の中で意見反映はできておるところでございます。

○議 長（石井龍文君） 6 番小幡幸範君。

○6 番（小幡幸範君） 評価内容であったり、算定比較先が妥当であるかなど、関係者を集めた情報交換やバランス調整は今後も実施していただき、どのような調整を図って標準地価格の調整を行っているのか詳細を聞き取るなど、委託先任せとならないよう引き続き対応をお願いします。

次に、土砂災害警戒区域による減額補正についてです。

近年発生している自然災害は、規模も大きく発生頻度も増加している中、とりわけ土砂災害については、土砂災害防止法において、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある土砂災害警戒区域——通称イエローゾーン——と建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンを設定しており、宅地の評価においては、地籍の割合に応じて一定の減額補正を行うことになってはいますが、本町において減額補正は実施できているのかを伺います。

○議 長（石井龍文君） 秋好税務課長。

○税務課長（秋好英信君） 土砂災害警戒区域の指定に伴う土地評価の減額補正につきましては、議員御指摘のとおりでございます。

平成13年4月に施行された土砂災害防止法に基づいて、県告示分をもって町内624か所、これは昨年10月8日時点でございますが、レッドゾーン、イエローゾーンに指定をされております。

しかしながら、町内全域に及ぶこと、大分県災害マップがエリア指定であること、国土調査の進捗率が30%程度ということから字図での地番の特定が難しいこと、これらから、現時点で減額補正はで

きておりません。そのため、日田玖珠連絡会議の懸案事項として、現在未実施である日田市、九重町とも情報共有しながら統一的な対応をしようということで、平成30年の評価替え以降、事前調査を開始しております。新年度の固定資産税の評価メンテナンス業務の中で、令和3年度の評価替えに反映できるよう準備を進めているところでございます。

○議長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 平成27年の状況調査において、レッドゾーンに対しての減額は1,718市町村中720の市町村であり、全体の64%が実施している、または、実施予定と答えています。本町でも実施に向け、遅滞なく令和3年には適正な方法及び内容で減額に努めていただきたいと思います。

次に、滞納整理の手続についてです。

過去の事務報告の中から、固定資産税の滞納繰越分の集計を確認したところ、平成19年度には2億7,129万円あった未収額が平成30年度には4,321万円と、徴収状況は大きく改善をされており、また、滞納処分については、平成24年度から平成30年度までの6年間で合計2,695件の処分を行っています。

そのことから、当時の職員の努力によって滞納整理は大きく前進をしてきたものと思います。

そこで、確認ですが、滞納整理として処分を行う前に、滞納した原因や生活状況、事業状況を聞き出すなど滞納者との納税に関する折衝を行う納税折衝は実施できているのか伺います。

○議長（石井龍文君） 秋好税務課長。

○税務課長（秋好英信君） お答えいたします。

過去に質問がございましたので、少し繰り返しにもなりますが、滞納整理とは、税を納期限までに完納せず、督促状、催告書等による催告を行っても、なお納付がない場合に、財産調査の上、差押え等によって換価したり、あるいは換価財産がない場合に滞納処分の執行を停止し、一旦租税の徴収を取りやめ、納税資力が回復しなければ不能欠損によって納税義務を消滅させるといった一連の事務手続をいいます。

そもそも、滞納整理に納税折衝という定義はないのですが、一昔前は、電話催促や訪問徴収したり、納税相談の上、少しずつ分割でもといった裁量的な対応もございましたが、これでは滞納も減らず根本解決しないケースが残っておりました。

平成19年度から大分県職員の市町村派遣事業が始まり、市町村徴収連携によって県下全域でスキルアップを図りながら、租税法令主義を徹底しております。その背景には、そもそも論ということにはなりませんが、税は社会基盤や公的サービスを支える重要な財源であり、私債権に優先されるものであること、法令に基づく徴収業務であり、地方税法に督促状の送付後納付がなければ差し押さえなければならないと規定されていること、あらかじめ納税者には納期限内納付や口座振替のお願い、さらには督促状、催告などによって再三周知をしていること、納め忘れや意識のある方はこの時点で解決がされます。そのため、滞納を繰り返す方には来庁を促し、生活実態の聞き取りや生活改善の提案などを指導しながら、自主的に納税意欲を高めてもらうよう徹底を図っております。

繰り返しになりますが、税はインフラ整備や公的サービスなど、自治体運営を支える財源でもあり、

根幹となるものです。ほとんどの町民が様々な事情がある中で納期限内に完納されております。公平性にも努めなければなりません。こうした中で、約束を守っていただけない場合は、地方税法や国税徴収法に基づく権利を行使し、納税に結びつけることが徴税吏員である税務課職員に与えられた使命、責任と捉えております。

一見、厳しい対応にも見えますが、滞納整理によって新たな滞納を増やさず、逆に、滞納者の再建につなげることを目指し、職員は日々職務に専念をしております。

○議 長（石井龍文君） 6 番小幡幸範君。

○6 番（小幡幸範君） ほかの自治体では、電話や訪問による折衝があります。また、県や市町村合同で納税折衝のスキルを高める研修も行っています。当然悪意のある滞納者は別として、滞納の状況を確認した上で、納付の方法を滞納者と職員と一緒に検討するなど、自主納税に向けた意識を高めることは大切なことだと思います。

そこで、宿利町長は就任当初より、町政運営の基本方針としてまちづくりの原点は議論であり、行政には真心が必要と掲げています。また、昨年示された行財政改革プランでは、町民中心の町政運営の実現が基本方針にも掲げられています。しかし、反面、滞納整理においては折衝を行わず、文書催告の後、財産の差押えを行う手順となっており、滞納者と一度も顔を合わせることなく処分を実施していることは、真心のある血の通った行政運営とはとても思えません。法規万能にならず熱意を持って滞納者と向き合い、マネジメント感覚を持って滞納者を納得納税に導くことも、徴収職員の意識としてとても大切なことではないかと思いますが、町長はこの状況に対しどのようにお考えでしょうか。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長、自席より。

○町 長（宿利政和君） 2 回目からでございますので、自席より失礼をいたします。

基本的には、納税は国民の義務であります。先ほど税務課長が答弁いたしましたように、多くの国民、住民の皆さんがいろんな事情、財政的なものもありますし、家庭の事情等も抱えた中で納税をしていただく中で成立をしているわけでございます。

所定の手続きを取って、納税者の了解を得た上での強制執行だというふうにも思っておりますし、これまで税務課長がお答えいたしましたように、いろんなケースで相談をさせていただきながら、意欲を高める努力をしております。我が町の税務を担当する職員は、そういった部分も努力をし、今に至っているというふうにも思っているところでございます。

といえども、強制執行等されれば、長年愛着のあった住宅や田畑等が、ほかに所有権が動くことも多々あるのは事実でございます。一昨年ですか、同じような強制執行をする際に、私のところに決裁に来た際にも、御本人のみならずその御兄弟や親戚の方まで含めて、それでいいのかということを確認を取ってもらった事例もございますし、恥ずかしながら、私も4年間失業をしている中で、アルバイト生活の中で税務のほうにも相談をしながら、いろんな形で納税もさせていただいた経験者でもございます。そのような意味では、テレビドラマや時代劇のような非人道的な扱いは、今はしていないというふうにも思っておりますので、今後とも、そういったことを留意しながら、おっしゃいました

ように真心を持って対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） これまで、行ってきた滞納処分により、滞納繰越分の未収額が改善したことというのは大きく評価すべき点だと思います。今後、期待したいことは、滞納整理のやり方を見直しいただき、滞納者と向き合ったぬくもりのある徴税業務を目指していただきたいと思います。

次に、環境施策についてです。

近年、地球温暖化に伴う気候変動により、自然災害の激甚化が大きな課題となっている中、玖珠町では平成25年から第2次環境基本計画を策定し、環境保全施策の取組を行っていますが、10年計画の折り返しを過ぎましたので、実施状況や評価をお伺いします。

○議長（石井龍文君） 藤原住民課長。

○住民課長（藤原八栄君） おはようございます。それでは、御質問にお答えをいたします。

玖珠町第2次環境基本計画は、玖珠町環境基本条例に基づきまして平成25年3月に作成をしたものであります。その目的は、全ての人々が一体となって自然と共生し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現を目指し、環境の保全に関する施策の総合的、計画的な推進を図ることを目的としております。計画期間につきましては、平成25年度から令和4年度までの10か年となっておりますのでございます。

この計画の中で、玖珠町が目指す望ましい環境像を、すくすく・わくわく童話の里と定めまして、町民、事業者、行政が一体となった取組を進めるため、4つの基本目標、10の柱、23の方向性があり、それらを踏まえまして具体的な施策事業102項目を定め、担当部署ごとに取組を、現在、実施をしておるところでございます。

御質問いただいております実施状況や評価についてでございますが、中間検証を行っておりまして、項目ごとに取組の状況、事業効果、今後の方針について各課から進捗状況等を提出していただきまして、住民課環境班で取りまとめと検証を行っておるところでございます。

取組の状況は、80%の進捗目標に対して事業効果は72%以上であれば一定以上の効果がありとして検証を行い、今後の方針に、現状維持もしくは強化するという基本方針を持っております。この方針で検証したところ、取組が遅れている項目は20%であったことや、実施状況や事業効果から一定程度の効果があるとの区分に相当するため、中間段階ではございますけれども、効果がありと評価してよいのではないかと考えておるところでございます。

現在、環境施策を取り巻く状況は刻一刻と変化する中、本計画の取組期間はあと3年となっているところでございます。次期、第3次環境基本計画策定に向けまして、上位計画の玖珠町総合計画との関連性も考慮しながら、今後、再度検証を行うなど、最終的な評価に向けて作業を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 事前に実施状況を資料で頂きましたが、内容を読むと、取り組んでいない事業や少し取り組んでいるといった事業もまだありますので、目標値の達成に向け、今後も努力をしていただきたいと思います。

次に、森林環境譲与税の取組についてです。

気象変動対策や循環型社会、森林環境の保全など環境課題に対し、北海道ニセコ町や岡山県真庭市、熊本県小国町などでは、環境資源や地域エネルギーの活用が行われ、モデル事業にもなっています。大分県では、国土強靱化や森林環境譲与税を活用した環境保全事業を掲げていますが、玖珠町では、森林環境譲与税の使途や実行体制の設立、関係団体との協議など、令和元年度ではどのような取組を行ってきたのかを伺います。

○議長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） お答えをいたします。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月に施行され、あわせて、譲与税の主な使途であります森林経営管理法も施行されております。市町村に交付される譲与税の使途につきましては、法第34条により森林整備に関する施策並びに人材の育成・確保、普及啓発、木材利用の促進、その他森林整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないと明示をされております。

また、大分県から、大分県森林環境譲与税ガイドラインが示されておりまして、譲与税の使途について規定をされているところであります。

玖珠町といたしましては、まず、玖珠町全体の民有林の人工林での未整備森林の調査を行うこととしております。今後は、この全体調査に基づきまして所有者の意向調査等を行いながら、並行して県ガイドラインに沿った事業に取り組んでいくこととなります。

森林の保全整備につきましては、ガイドラインに沿って、具体的には令和元年度においては、玖珠町全体を対象とした森林経営管理意向調査事前調査委業務委託を実施しており、この事前調査に基づきまして、令和2年度においてモデル地区を選定し、森林意向調査委託業務、森林経営管理業務委託、路網整備作業委託等を実施してまいります。

また、本年度、玖珠郡森林組合及び両町により、森林経営管理法と森林環境譲与税を賢く運用するをテーマにワークショップを実施しておりまして、令和2年度に協議会を設立することといたしております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 先日、日田市議会の代表質問を傍聴してきましたが、同じ質問に対して、日田市では大分県のガイドラインを参考に、森林資源の調査や森林経営管理制度の活用、人材育成、森づくり大会や木育の推進、公共建物の木質化を検討しており、活用に向けた推進連絡協議会の中で活用を協議しているとの答弁でした。

玖珠町では、財源となる譲与税は、見込みで、令和元年度は約1,600万円、令和2年度には約3,500万円と伺っています。あとは町の熱意だけと感じますが、森林環境譲与税の活用について町長の考えを伺います。

○議長（石井龍文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） お答えをいたします。

森林の適正管理や林業振興につきましては、私も以前、そのような部署で仕事をしておりまして、何が必要かということが一番分かっている一人だというふうに思っております。そのことは自負できますが、今回の森林環境譲与税の使途については、適正に管理をされていない、施業されていない森林について適正な作業を行うこと、それに向けてどのような対応を取っていくかということが大きな柱となっております。適正管理、施業の分野と、議員がおっしゃった林業振興の分と、大きく2つに分類されるのではないかなと思っております。

今回の配分につきましては、森林面積と、あと人口割というのが大きな要素がございまして、県内でも森林面積は少ないにもかかわらず、人口が多い市には多額の税が交付をされているというような状況もございまして、限られた財源でございましてけれども、その適正執行に努力をしてみたいと思っております。そういった意味では、お隣の日田市は、昔から林業地域でございまして、関係団体等の組織もしっかりしております。そのような意味で、幅広い執行がされるのではないかなと思っておりますが、我が町の関係する団体等、それから町の担当課のそういった能力も含めて、執行がなされるものだと思っておりますので、まず、最初は適正な管理、施業、後々来年度以降、農業振興の分野についても、皆さんの意見をお伺いしながら執行してみたいという考えでございまして。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 将来、森林環境税の原資は住民税として年額1,000円の増加となっております。都市部在住の方からもひとしく税金をいただくことになるので、国民全体の負担が増加しているにもかかわらず、税の活用ができていないということだけではないよう対応をお願いいたします。

次に、社会教育についてです。

質問通告の、1と2は同じ建物になりますので、併せて質問をいたします。

豊後森藩資料館については、平成29年の議案質疑において、当分の間仮展示をすると答弁をしております。また、その後、活用に向け何か考えがあるのか、わらべの館に対しても、築35年が経過し施設の老朽化対策や今後の活用方法をどのように考えているのかを伺います。

○議長（石井龍文君） 長尾社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長（長尾孝宏君） お答えをいたします。

豊後森藩資料館の今後の活用について、そして、わらべの館の老朽化対策や今後の方針について、併せてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、わらべの館の沿革であります。昭和59年4月、当時の国土庁の田園都市構想モデル事業の補助を受けまして、童話の里づくりの中核施設としてオープンをいたしました。施設のコネプトは、郷土の偉人久留島武彦を顕彰する施設、児童図書館、そして、童話の里づくりの運動の活動拠点という当時の住民ニーズを取り入れた複合施設で、久留島武彦の口演童話の世界をイメージした120畳敷きの大座敷、久留島武彦の遺品やその生涯に関連する資料を展示した久留島記念室、当時最新の視聴覚機器でありましたビデオプロジェクターを備えた視聴覚室、児童書、絵本等の蔵書も多く、床暖房も備える児童図書室、そして、お話や人形劇、影絵、遊びの伝承など、児童文化サークルの活動拠点となる創作研究室など、児童文化の振興と児童の健全育成に特化したユニークな施設として、全国でも注目されました。

また、わらべの館の施設の充実と円滑な運営を図るための財源について、広く住民の理解を得て寄附金が集められ、現在でもわらべの館運営基金として2億円余りがプールをされているところでございます。

現在では、御質問にありますように、設置後35年が経過し老朽化が進んでおり、施設設備の改修や備品の更新などの対応に迫られている現状がございます。今後は、必要な改修等を行いながら施設の長寿命化を図っていく必要があると考えますが、多額の費用が必要となるため、中長期の計画的な整備とともに、前述しましたわらべの館運営基金の活用も検討する必要があるというふうに考えております。

また、時代の変化とともにわらべの館の求められる役割も変化してきました。まず、平成2年に世界のおもちゃ清田コレクション約1万点を、わらべの館の久留島記念室に受け入れることが決定し、わらべの館の主要なコンセプトであった久留島武彦を顕彰する施設に寄せられた武彦に関する資料、これは森藩に関するものも含めて本町通りの旧カネジウに移転し、久留島記念館として離れた運営となりました。

その後、20数年の時を経て、久留島記念館が町並み環境整備事業によって、カネジウ館としてリニューアルされることになり、久留島記念館にあった武彦に関する資料は新設された久留島武彦記念館に、そして、そのほかの森藩の資料等は、現在の豊後森藩資料館、これはわらべの館視聴覚室内でありますが、の所管となったものでございます。

御質問の豊後森藩資料館に所蔵する資料は、申すまでもなく、当町の歴史をひもとく上で重要な資料でございます。もちろん、現在のような間借りの展示ではなく、展示するための整備を行ったしかるべき場所に大切に展示、保管していくべきというふうに考えておりますが、当面は、現在の場所で運営していかざるを得ない状況となっております。

また、公共図書館のない本町にありまして、わらべの館の児童図書室は、他市町村の公共図書館と同等のサービスを町民に提供してきました。御案内のとおり、新規に公共図書館を設置することは現状では厳しいことから、今後とも、その機能を担った上で町民の利便性をさらに向上させる取組を進めていく必要があると考えております。現在、新しい図書館サービスの在り方として、中央公民館の

図書室との連携による運営などについて、関係で検討を進めているところでございます。

このように、わらべの館の設置から35年が経過し、施設は老朽化するとともに在り方も変化してきましたが、児童文化の振興と児童の健全育成に資する施設であることは今後も変わらないものであります。今後は、隣接する久留島武彦記念館と運用上での連携を図っていくことを念頭に、豊後森藩資料館の在り方も含め、施設や機能のリニューアルを進めていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6 番（小幡幸範君） 過去の議会の中でも、疑義が出されてきましたが、それぞれの施設の目的や管理をどのように行っていくのか、また、今後の方針など、地域住民や関係団体から心配する声も出ていますので、課題意識を持って取り組んでいただきたいと思っております。

社会教育の役割は、地域住民の力を活用しながら様々な経験の機会を提供し、地域住民の主体的、自立的な学習活動を支えることであると言われていますが、玖珠町では、今後どのような取組を行っていくのか伺います。

○議 長（石井龍文君） 長尾社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長（長尾孝宏君） お答えいたします。

当町における社会教育を今後どのように進めていくかという御質問ですが、来年度が第5次総合計画の最終年次でありまして、次期総合計画の策定の年でもありますので、これまでの取組の総括と、各施設の現状把握を行う中で、今後10年間の具体的な計画を第6次総合計画等で明らかにしていきたいと考えております。

差し当たり、来年度の取組につきましては、これまでの方針を踏襲しながら、町民一人一人が生きがいのある暮らしができるよう、学習機会の提供や健康な体づくりのため身近にスポーツに親しめる機会の充実を図ります。また、「協育」ネットワークを活用した総合的な子供支援など、生涯学習の推進を図ります。また、童話の里の根幹をなす日本のアンデルセン、久留島武彦を顕彰する施設、久留島武彦記念館を通して、久留島武彦精神、信じ合うこと、助け合うこと、違いを認め合うことを学ぶことを進めていきます。そして、大切な歴史的資源や文化財の保護、活用に努め、郷土の文化を大切にすまらづくりを進めてまいります。最後に、互いの人権を尊重し、差別のない明るい地域社会の実現を目指す取組を進めてまいります。

以上の5つの目標を基調に、社会教育分野では令和2年度の事業を進めていくことにしております。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6 番（小幡幸範君） 今後、いろいろと取組をしていくということで期待をしているところですが、平成30年に中央教育審議会から、人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興



方策についても答申が出されています。本町においても答申の内容を調査、研究していただき、社会教育行政の発展に力を入れていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

昨日も質問で出ましたが、まちづくりは人づくりであり、人材育成はまさに社会教育に課せられた命題であると思いますが、本町では社会教育を通して人材育成をどのように行っていくのか、教育長の考えを伺います。

○議 長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 人材育成についてお答えいたします。

社会教育については、以前は、社会教育法第2条において、学校教育課程として行われる教育活動を除きということでありましたが、平成20年の社会教育法改正により、その第3条で、社会教育が学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資すると努めると、これまでの社会教育の理念から生涯学習という幅広い理念となっております。そのようなことから、社会教育を通じた人材育成については、学齢期の子供たちを含めた人材育成につながっていくと考えております。

社会教育を基盤とした人づくりは、地域住民のつながりづくりから地域づくりへとつながっていく展開があると考えております。それは、学びの場で、住民相互のつながりの中で、個人の自立と成長、主体的な参画による地域の課題の解決の進展が期待されております。学びの場への住民の主体的な参画は、個人の幸せだけでなく活力ある魅力的な地域づくりにもつながると考えております。

人づくりについては、元気な暮らし、安全な暮らし、子育て、趣味・教養の充実、職業的・社会的課題への対応、生きがいつくりなど、個人の問題意識や関心に応じた学びとともに個人の成長による幸福感が地域の活力になっていくと考えております。

地域づくりは、住民が共に学ぶ学習のプロセスの中で、対話や議論により住民のつながり意識や相互の承認の関係が構築され、地域コミュニティの基盤の形成につながると考えております。地域住民の生活環境等に関して学びたいという意欲や、住民相互のつながり、承認を得る中で主体的に参加する気持ちが重要であり、また、人口減少、高齢化等に起因する様々な地域課題の解決に、住民が主体的に取り組むことで持続可能な地域づくりとなり、全ての住民が孤立することなく参加できるような社会全体で共助・互助の意識を持って取り組んでいくことが重要と考えております。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 6番小幡幸範君、残り2分です。

○6 番（小幡幸範君） 先月の公民館フェスティバルで教育長から、玖珠町を誇りに思う童話の里玖珠町をみんなで作ると挨拶をいただきました。ぜひ社会教育を通して玖珠町の文化的な教養や生涯学習を推進していただき、担当職員一丸となって社会教育の振興に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問は終わります。

○議 長（石井龍文君） 6番小幡幸範君の質問を終わります。

次の質問者は、2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） おはようございます。議席番号2番幸福実現党衛藤和敏です。

中国発新型コロナウイルスが世界的猛威を振るう中、県内でも感染者が出る事態となっております。この玖珠町におきましても、町長はじめ職員の皆さん方が危機管理に対応していただけることに感謝いたします。今後を注視し、引き続き町民が安心・安全で暮らせるような対応をお願いいたします。どのような状況であろうが、行政は止まるわけにはいきません。元気に頑張りたいと思います。

それでは、議長より質問の機会をいただきましたので、通告書に従い一問一答方式で質問させていただきます。

最初の質問ですが、教育長の所信をお聞きしながら、教育についての質問をさせていただきます。

生徒たちも楽しみにしていると思いますが、2月の臨時会にて工事が予算化されたGIGAスクール構想について質問いたします。

タブレットを生徒一人一人に導入した最新の教育ですが、どのように教育環境が変化するのか、また、学力向上の成果など、どのような効果が見込めるのかをお伺いします。また、そのような成果を最大に引き出すには、先生方もまた新しいスキルアップが必要になるうと思っておりますが、どのようにその辺を取り組むのかも併せてお伺いいたします。

○議長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） ありがとうございます。GIGAスクールについてお答えいたします。

2月の臨時議会で承認いただきましたGIGAスクール構想に係る整備でございますが、事業内容はハード、ソフト、指導体制の3つで構成されております。

まず、ハード整備については、令和5年度までに児童・生徒1人に1台のコンピューターを配置すること、そのために令和2年度までに高速大容量の通信ネットワークが使える環境、Wi-Fi、ケーブル配線などを整備することにしております。

次に、ソフト整備については、デジタルコンテンツの活用促進やデジタル教科書の普及、教科ごとにICTを効果的に活用した学習活動の例を提示し、AIドリルなど先端技術を活用した実証を充実することを考えております。

3つ目の指導体制の整備につきましては、各地域の指導者養成研修の実施、ICT活用教育アドバイザーによる説明会やワークショップ、ICT支援員などの配置、企業等の多様な外部人材を活用することを進めております。

なお、ICTを活用した学習の目的として3つを考えております。1つ目、既にくす星翔中学校で行っています一斉授業での電子黒板等を活用した授業でございます。2つ目が、個別学習で、一人一人の子供たちが学習レベルに応じた学習、インターネット等を活用した情報収集などデジタル教材を使って思考力を深める学習でございます。3つ目が、グループや学級全体での発表、話し合い学習、複数の意見の考え方を論議しながら整理する共同学習でございます。

今回のGIGAスクール導入により、これまで画一的に行っていた授業が、より一層個別に対応で

きるようになること、また、プログラミング授業などを通して論理的に物事を考える力が身につくのではなかろうかと考えております。限りない可能性を持っておると思います。

また、今回の新型コロナウイルス対策により休校となった今回のケースでも、今後、整備が進めば、パソコンの持ち帰り等により自宅で学校が配信した授業が受けられるなど、新たな展開が可能かと考えております。ハードの整備のみならず、職員がより活用できるよう、ソフト面の充実対策が喫緊の課題と考えております。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2 番（衛藤和敏君） いち早くこういう最先端の教育を取り入れていただきまして、本当に珍珠町の子供たちも楽しみにしていると思いますので、大きな成果を上げていただきたいと思います。

現在、総務省がSociety5.0の考え方の中で、新しい社会の実現としてIoTや人工知能AIにより、ロボット化や自動運転車などの技術、またデジタル化の進展により社会のイノベーションを通じ、社会課題解決や新たな価値創造をもたらす可能性を目指しております。このGIGAスクール構想もその流れからでしょう。このように未来社会は希望にあふれている一方、人工知能が支配する社会では人の心が置き去りにされることが心配されます。

GIGAスクール構想の流れにより最新の教育を行うことは、これからの社会を考えると力を入れるべき非常に重要な教育だと思います。しかし、それと同時に、いや、それ以上に力を入れなければならない教育が心の教育ではないでしょうか。

そこで、道徳教育についての取組のお考えを教育長にお伺いいたします。

○議 長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 道徳教育についてお答えいたします。

Society5.0社会における道徳教育につきましては、まずは、道徳教育はなぜ必要とされるのでしょうかということ。そして、なぜ道徳が特別の教科になったのでしょうか。その背景を考える必要がございます。その道徳教育が教科に至った背景には幾つかございます。その中でも特に大きいのが、いじめに関する痛ましい事案でございます。

2010年、中学生がいじめを苦に自らの命を絶ったり、少年らの暴行によって死亡したりといった事件が報道され、社会に衝撃を与えました。これまで道徳は教科外の活動であったために、他の教科に比べ軽視され、実際は道徳の時間にほかの教科の授業を行うなど、そういう指摘がございました。そのような中、2016年、特別の教科の道徳の充実がいじめ防止に向けて大変重要であると文科省の道徳の充実に関する懇談会等で提言がございました。年間35時間の道徳教育の授業が、それから実施されるようになりました。

これまでの道徳の授業は、読み物の登場人物の気持ちを読み取ることや、言わせたり書かせたりするだけの授業でございまして、現実のいじめの問題に対応できる資質、能力を育むためには、程遠いことではございましたが、これからは、あなたならどうするという真正面に向かい合いながら、子供た

ちが、自分自身のこととして多面的に、また多角的に考え論議していく、考える、論議する道徳へと転換しているところでございます。

具体的には、4つの視点で指導しております。

1つ目は、自分自身に関すること。自分が当事者となること。2つ目は、人との関わりに関すること。相手の気持ちになったりすること。また、3つ目は、集団や社会の関わりに関すること。自分がみんなの、集団の立場でどういう立場にいて、どういう発言をしたらいいかということ。4つ目は、生命や自然、崇高なものとの関わりに関することです。例えば、自然を愛する、動物を大切にするとか、そういうことです。それは、人間としてはしてはいけないことを正しく区別できる判断力を養うことが大事と考えております。また、児童が幼いときから徹底してこれは身につけるべきことである。このことは、道徳に限らず教育活動全てにおいて、学校、家庭、地域の方々等とその目標を共有しながら、連携、協働して子供中心の姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、道徳教育を通して、久留島先生の副読本等を活用しながら、珍珠にしかない、珍珠だからできる心の教育を人づくりの礎にして教育行政に取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願い致します。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） 命の貴さ、人は皆平等、愛の心とか思いやりの精神、感謝の気持ちなどを重んじる心は人間形成、非常に大切なことでございます。

先ほどいじめのお話がありましたが、昨今よくニュースとなる児童虐待やあおり運転など、自分勝手に命を軽んじる悲惨な事件が頻繁に起こっております。これまでの、やっぱり道徳教育がなされなかったという教育に問題があったからではないでしょうか。

私は本来、命の貴さや愛の心、道徳心を養うためには、宗教的な思想がなくては無理だと思っております。しかし、現状の政教分離の枠の中で、この道徳教育を行わなければならない難しさもあるかと思えます。そのような中、先ほどもお話ありましたが、久留島先生の互いを認め合う心などには、キリスト教の教えが流れております。久留島先生の思想、教育を行うことは、非常に重要なことだと、すばらしいことだと思えます。

これから来る時代は、少子高齢化や人口減少が進み、共助・互助の気持ちがより一層重要になる、大切になる社会になります。また、部落差別問題やLGBT、トランスジェンダーなど、人権問題の複雑化もしております。助け合いや思いやりの心や、人は皆平等の精神などを養う心の教育に力を入れていただくことをお願いいたします。

そして、もう一つ、日本人が誇りにすべき、時代は変わろうが決して失ってはならない精神に、勤労勤勉の精神があろうかと思えます。これからの珍珠町の未来を切り開いていく子供たちにぜひ持っていていただきたい精神です。

久留島先生の継続は力なりの教えとともに、日本人の美德とも言われる二宮尊徳の勤労勤勉の精神や自助努力の精神を育む心の教育が大切だと思えますが、このような精神教育について、教育長の信

条やお考えがありましたらお聞かせください。

それと、旧森中学校に二宮尊徳像があります。これは私が在学中からありました。多くの子供たちを見守ってきた大切な銅像ですが、これからも勤労勤勉の精神の象徴としての役割を果たしてほしいものだと私は思っております。星翔中学校に移設できないかも、併せて伺います。

○議長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 今、議員からいただきました勤労勤勉の精神につきましてお答えいたします。

今、学校教育はなぜ行うかということ、子供たちが将来社会人になって幸せに生きていくというために、学校としまして、その準備といいますか、のために、いろんなことを教えています。その中で、学校教育は、知・徳・体です。まずは、知という部分の、教科書等でいろんな知識、技能を習うんですが、徳の部分、徳は道徳です。体は体育ですね。

道徳の中で、今、重視されているのはキャリア教育でございます。キャリア教育というのは、働くということを意識して、そのためには、働くためにはどうあるべきかということで、勤労勤勉、学んでその知識を仕事に生かすということでございます。そのために、働くということは、やっぱりつらいことも耐える、また、共同学習、先ほど申し上げましたけれども、共同で一緒に共同しながらつくっていくと、そういう総合的なものを、今、新しい新学習指導要領が小学校から今年4月からスタートするわけですが、そういう精神といいますか、意欲、また活力といった部分も併せながら、働くということのためには何が必要かという、その素質を養うためには、継続すること、頑張ること、苦しいことも耐えていくことという勤勉精神を、併せて植え付けているところでございます。

二宮尊徳さんの件につきましては、教育総務課長のほうからお答えいたします。よろしく願います。

○議長（石井龍文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（横山芳嗣君） モニュメントの移転についてお答えいたします。

旧中学校の備品等につきましては、昨年度、教育委員会、総務課、企画商工観光課の担当統括で構成する会議におきまして、再配備や移転につきまして決定をしています。

二宮尊徳像、二宮金次郎を含む旧中学校のモニュメント移設について、移設の有無を含めて検討が必要と考えます。モニュメント等は旧中学校の記念として、その場所に存在することもシンボルとして一定の意義があり、担当統括を中心とする検討会議では、移転についての協議は行っていません。

また、移転については諸課題があります。

まず1点目が、移転費用であります。旧森校内のオブジェを西門に移設した際の費用が約330万円かかったことから、旧森中学校からの移設にも高額な費用負担が想定されます。

2点目は、旧森中学校だけでなく、他の中学校が所有するモニュメント等の取扱いについても、同様の検討が必要となってきます。くす星翔中学校は町内7つの中学校が統合して新たな歴史を踏み出したところでございます。各中学校モニュメント移設の是非については、今後の検討課題にしたいと

考えます。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君、今の二宮尊徳の質問は、午後の細井議員の中にも入っておりますので、あまり深くいかない。

○2番（衛藤和敏君） はい、分かりました。できるだけ前向きに御検討をお願いいたします。

まちづくりは人づくり、先ほどから言われておりますけれども、未来の玖珠町は現在の教育にかかっていると言っても過言ではありません。最先端の教育で学力向上を目指すとともに、心の教育を充実させていただき、明るく積極的で建設的な精神を持った未来を力強く切り開く子供たちを育てていただくことをお願いいたします。

続きまして、経済が停滞して非常に心配される中でありますので、中小企業・小規模事業者振興計画に関連した質問をさせていただきます。

政府内閣府は2月17日に、昨年10月から12月のGDPがマイナス6%となったと発表しました。しかし、下方修正を3月9日にされ、7.1%と修正されました。昨年10月より消費税が10%に増税された影響が大きいと指摘されています。都市部より地方はもっと厳しい状況になっていると思われれます。

このような状況下、玖珠町においても昨年末に大手スーパーが経営破綻しました。その前はイベントホールを担っていたホテルや大型バラ園も経営破綻しております。このような中、このような状況を行政としてどのように捉えているのか、町長にお伺いいたします。

○議長（石井龍文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） お答えをいたします。

先ほど議員が示されましたように、スーパーと、それから飲食ホールを有した宿泊施設、また花卉の生産業と、大きく3つの事業所の経営破綻がございました。

私ども思いますには、経済面での衰退もさることながら、利活用されておりました町民の皆さんや消費者の方はもとより、そこで働く従業員や納品業者など関係する多くの方々への影響が大きく、玖珠町としても大変残念な思いでございます。

これまで観光・サービス業、それから農業経営の2団体の方々とは、商工会や関係する企業と一緒に数回にわたりまして経営改善や機能維持について検討を重ねた経緯がございます。しかしながら、スーパー閉店におきましては、私どもも情報収集もままならない短期間での閉店でございますため、関係する金融機関から事後になって経営状態や経緯等について実態を聞いたという状況でございました。

このため、スーパー閉店については、近隣の飲食業経営者の皆さんや、役場、病院を訪れた方々の多くの利用があったこともありまして、町としても喫緊の課題と捉え、あくまで臨時的な対応ではございますが、閉店したスーパー付近に代替、代わりになるような対策として、JA玖珠九重の移動販売車の配置を呼びかけ、また、同じく閉店になりました自衛隊駐屯地の売店の代替、代わりとしても、Aコープ所管の移動販売車の手配につきまして、町としても積極的に働きかけ、現在、その対応を

取っていただいているところでございます。

今回のようなケースは、それぞれの企業における経営方針による閉鎖、閉店ではございましたが、同様なケースが想定される場合は、早い段階から対策等が講じられるよう、当事者、関係団体、金融機関等々と連携を図りながら対応してまいりたいと思っております。とりわけ中小企業の多い玖珠町でございますので、この後出てきます振興計画等々に基づいて常日頃から関係性を持った対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2 番（衛藤和敏君） 今、答弁の中にも少しありましたが、昨年9月の定例会に、中小企業・小規模事業者振興計画について質問をいたしました。このような状況の中、この条例の基本方針にのっとり、PDCAの検証強化や新たな支援策、金融機関等へのお願いなど、危機感を持って取り組む覚悟が必要と思えます。

また、今、猛威を振るっているコロナウイルスの影響で様々なイベントや催物が中止され、経済への打撃は甚大です。まだ今後も先の見えない状況は続きそうですが、これから増えてくる県外出荷農産物も影響が出てくると思われます。

現在のところ、振興計画どころでなく、救済をどうするかが問題ですが、今後予測されるまだ厳しくなるであろう状況に対して、町の責務としてどのように取り組むのかお伺いします。

○議 長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） お答えいたします。

中小企業・小規模事業者振興計画は、日常的な各事業者の自助努力と、それを取り囲む行政、商工会、金融機関、地域住民の責務、役割に基づいた活動方針を示しております。日常時から持続可能な体力をつけることを目指しております。そうしたことから、計画の推進は町の責務として継続的に実施していくこととなります。

ただし、今回の新型コロナウイルスのような不測の事態につきましては、振興計画の位置づけというよりは、別建てでの迅速な対応が適していると思われます。また、そうした不測の事態に即対応できる体制づくりを、この計画を通じて関係者と連携を図り構築していきたいと考えております。

また、新型コロナウイルスの対策については、ずっと国や県のいろんな金融支援策等が示されてきております。玖珠町としても独自の支援策がないか、早急に検討してまいりたいと考えているところであります。

○議 長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2 番（衛藤和敏君） 国のほうからもいろんなものが出てくると思いますので、最大限の救済の対応を取る必要があると思いますので、お願いいたします。特に、金融機関には返済の猶予期間の延長など、町の責務として要請を行っていただきたいと思えます。

このような状況下ではありますが、この振興計画というか、振興を力強く進める必要があると思

ます。少し違う切り口から経済政策の重要性について質問いたします。

行財政改革の財政調整基金7億円確保計画の税収目標で、毎年300万ずつの計画となっていたと思いますが、これは債務管理とか行政努力によってできる目標だと思います。でも、基本的には、税収の向上とは、町の経済を活性化させ住民税を増収させることであるはずで

行政改革はどうしても役場内の改革が重要視されて、緊縮財政など行われるわけですが、どうしても住民サービスの低下につながると思います。自主財源確保を目指すならば、町民税の増収に力を入れる経済施策が重要だと考えます。これまで、これを見据えた経済政策を行っているのか疑問ですが、お考えを伺います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 商工労政、企業誘致の担当をしている関係で、その立場から町税収増の観点で考えますと、昨年5月に操業を開始しました新栄合板工業株式会社様のような大規模な設備投資を行い、かつ大きな雇用を生む製造業の企業誘致を進めることが、その一つであると考えております。また、町内の立地企業が継続的に操業を行い、設備の更新や増設、それに伴う雇用の確保を行っていくことは、町内の小規模事業者にも消費の観点からも波及するものと考えております。

以上のことから、小規模事業者の持続的発展のための施策展開に併せて、企業誘致活動も継続的に行ってまいりたいと思っております。まず、最優先として玖珠工業団地残工区への企業誘致活動を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 行革の視点からもということでございましたので、行革を行う目的といたしまして、町が行います各種政策、例えば、農業に対する施策でございますとか、中小企業に対する施策、そういったものを実現するための財源確保のため行財政改革に取り組んで、そういう施策を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君、通告内容から少しずれよるんで、通告に戻してください。

○2番（衛藤和敏君） 分かりました。通告書に書いておりませんでした。関連で一応。分かりました。

行革を進めるとともに、外向きの施策についても力を入れていただくようお願いをいたします。

大手スーパーが閉店し、近隣の住民や八幡地区、森地区の皆様、住民の皆様から、買物を橋を越えて行かなければならなくなると、不便になったとの声を聞きます。約二、三十年前ぐらいからでしょうか。全国的に郊外に大型店舗ができ始め、大分市で言えば、パークプレイスやわさだタウンなどができ、人の流れは郊外へと向き、市の中心は空洞化しました。例外でもなく、この玖珠町におきましても国道沿いに大型店舗が並び、春日町、昭和町はシャッターが目立つようになっております。

しかし、ここ数年、コンパクトシティー化の考え方の下、大分市では駅ビルをメインに開発され、アミュプラザが開店し、郊外から再び町の中心に人が戻ってきております。時代の流れがこのように



なっているなら、玖珠町もできないはずはありません。駅前通りや春日町の具体的な開発構想を練る必要があると思いますが、お考えを伺います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） お答えいたします。

玖珠町では、現在、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定を進めております。本計画は、今後、人口減少が進行する中で買物や医療、福祉、交通など多方面で今後発生すると思われる課題事項に、限りある財源の中でどのように対応するのかを計画する中長期的な視点での計画となります。

本計画の中で、消費者視点での利便性、小規模商店街からの視点など様々な視点から、本町における商業エリア設定などを考える必要がございます。そのため、本計画において今後の都市構造についてお示しできればと考えているところであります。なお、それぞれ計画につきましては、一定程度の取りまとめができ次第、議会の皆様等へ説明を行ってまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） ありがとうございます。ぜひ、このままの状態では時間がどんどんたっていく状態で、寂しい状態が続くと思いますので、積極的な構想を練っていただくようお願いします。

経済政策は、町の経済を向上させ、増収による自主財源確保に直結しています。それにも増して、住民の皆様が豊かで幸せな生活をする上で大変重要です。今後の情勢は非常に厳しい経済状況が予測されます。危機感を持つての取組をお願いいたします。

続きまして、農家の皆さんの苦勞を早く解決したいとの思いから、鳥獣害について質問いたします。

私は農地利用最適化推進委員をしておりまして、毎月、個別アンケート調査を行っております。その中に、現在困っていることという問いがあります。ほぼ全ての農家が鳥獣害というところにチェックを入れます。現在、鉄線柵や電気柵など町内全域に設置が行き届いていますが、いまだ山間地では鳥獣害に悩まされる状況は解決しておりません。毎年、町内での被害面積や被害額や、特に農家の皆さんの心労など、把握されているのか伺います。

○議長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） お答えをいたします。

まず、玖珠町におけます鳥獣被害の状況につきまして、過去5年間の推移をお答えしたいと思います。

被害面積につきましては、平成26年度が8.08ヘクタール、平成27年が7.66ヘクタール、平成28年が6.36ヘクタール、平成29年が7.03ヘクタール、平成30年が5.62ヘクタールとなっており、5年前と比較したしまして2.4ヘク、30%減少してきております。また、被害額につきましては、平成26年が1,161万9,000円、平成27年度が1,074万9,000円、平成28年度が1,011万9,000円、平成29年度が911万9,000円、平成30年度が769万1,000円で、5年前と比較いたしまして約390万円、34%減少と、被害面

積、被害額とも減少をいたしております。

なお、農家の心労につきましては、数字上は被害が減少しているとはいえ、全滅したわけではなく、現地調査の際などに、大切に育てた農作物等を守るために御苦勞されている話を聞くたびに心労を察するところでもございます。このため、防護対策はもとより、必要により地区猟友会に駆除をお願いするなど、引き続き被害防止対策を講じていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2 番（衛藤和敏君） 今、説明でありましたように、被害額が減っているということでございます。このデータはよく分析しなくてはいけないものだと思っておりますが、被害額が減ったというのは、もうこれがちょっと作れないということで放棄した分が減ったのではないかという見方もあるわけです。

ちょっと私もそのデータを見させていただきましたが、イノシシの被害額は減ってきておるようでございます。しかし、鹿の被害額はここ5年ぐらい、約430万から500万ぐらいと横ばいに減っておりません。このあたりをしっかりと分析して、鹿の駆除に対しては何らかの報酬をあげるなどして駆除数を増やす対策が必要ではないかと思っております。

そして、一番やっぱり感じてほしいのは、農家の皆さんの苦勞でございます。高齢になって苦勞して稲を作っても、収穫間際に被害に遭うなど、心労やモチベーションの低下で耕作を放棄してしまう状況があります。このような農家の悔しい気持ちを理解していただき、早急に解決に向け取組をお願いいたします。

そこで、過去十数年かけ鉄線柵や電気柵やトタンなど支給を行っておりますが、昨年までに総額でどのくらいの金額を使用したのか、簡単でいいので教えてください。

○議 長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 交付金事業につきましては、平成23年度から開始をいたしております、平成30年度までの実績で、総事業費で6億338万4,000円となっております。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2 番（衛藤和敏君） このような膨大な金額を投じたにもかかわらず、被害が収まらないことに対して、投資効果を上げるために対策を講じなければいけなかったと思いますが、反省すべき点はなかったかお伺いいたします。

○議 長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 本事業におきましては、鉄線柵や電気柵を配布する際に、十分な効果を引き出すために、講師を招きまして設置する地区に対しまして、設置の仕方、設置後の管理に関する説明会を開催するなど、設置行為だけではなく設置後の適正管理が重要である旨の説明を行っております。また、被害防除に関する研修会を、鉄線柵と電気柵につきましても開催をいたしております。

先ほど鳥獣被害の状況を答弁しましたが、鳥獣防護柵を設置した地域で、さらに適正管理ができていない地域は、有害鳥獣の侵入等を防ぐことができず被害も減少いたしていません。また逆に、管理が不十分な地域で被害が出ている状況を鑑みますと、設置後の管理に対する指導が重要であることは明白であるため、適正管理の重要性について周知徹底に努めていきたいと考えております。

また、猟友会玖珠支部に御協力を賜りながら、年間を通じた捕獲活動を積極的に取り組んでおり、捕獲頭数も年々増加をしているにもかかわらず、近年の温暖な気候等が関連いたしまして鹿の個体数が増加しております。被害状況も山間部から町部へと移行状況にあるなど、依然として被害が発生している要因であるかと考えております。

このような状況を踏まえ、設置した柵の維持管理や鳥獣被害対策に対する意識啓発を進めるため、アンケート調査等により意識の低い集落に対し特化した対策を行うなど、地域全体で主体的に取り組める体制を整え、野生鳥獣の被害に強い集落づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2 番（衛藤和敏君） ありがとうございます。

ぜひそのように進めていただきたいと思います。

私がちょっと感じることでありますが、平成19年頃ですか、鉄線柵が設置され始めたと思いますが、当初の鉄線柵は線が細くて、イノシシが食いちぎるなどして穴を空けております。それを設置している場所も多額の費用を投資したにもかかわらず、イノシシの突破を防げていない状況があります。このように、資材に対しては業者にしっかりクレームを入れて、補強材などを要求するぐらいの対処が必要でなかったかと思われまます。また、当初は集落の周りを囲む設置方法で、現在のように田畑自体のあぜに設置するようではなかったんですが、現在のような張り方にしたことで、かなり防げるようになったかと思えます。このあたりも、当初そういう経験がなかったことしようがないんですが、反省点ではないでしょうか。

そこで、早期に設置した地域では、やり直すにも手が足りないなど大変困った状況です。このような場所は、補強材や鉄線柵の要望を再度認めるよう考慮をお願いいたします。また、配給する際には、先ほど言われましたように、講習会やビデオの配布などの対応をすることが効果を上げることにつながるかと思えますので、ぜひよろしくをお願いします。

続きまして、捕獲駆除の面から質問いたします。

29年度の捕獲数が、イノシシ668頭、鹿1,812頭、30年度の捕獲数が、イノシシ879頭、鹿2,274頭となっております。このように多数の駆除が行われているにもかかわらず、被害が収まらない理由を、昨年8月に行われました農研機構の江口先生の講演会では、被害を及ぼしている個体は農地のすぐそばに潜んでおり、耕地から離れた山や原野で多くの駆除を行っても、現に悪さをしている個体を駆除しない限りは被害は収まらぬと指摘しております。駆除数が被害額に反映されないのは、そこが理由だと思われまます。

現在の駆除システムは猟友会の皆様が行っております。猟友会の皆様方におかれましては、これまで駆除に御尽力いただいたことに本当に感謝いたします。そこで、4地区の駆除数を調べて比べますと、地域により捕獲数の差があることが分かります。当然、地区担当の駆除員数と、人が違うわけですから差が出るものと思われます。今後を考えますと、猟友会の権利を阻害するようなことは避けなければなりません、依頼があれば、地区を問わず時間を問わず、悪さをしている個体をターゲットに絞り、駆除を専門に行うような専門の駆除員が必要ではないでしょうか。

集落支援員や地域おこし協力隊などの取組もあるわけですから、同じような考え方で、お助けハンターといひますか、そのようなものを設けることができなひか伺ひます。

○議長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 現在、森、玖珠、北山田、八幡の4地区に有害鳥獣捕獲班を設置をいたしてありますが、特に、その中で分会長と捕獲班長に関しましては、鳥獣被害対策実施隊の隊員として、ドロップネット等の大型捕獲の捕獲活動や、町内一円でアライグマ等の小動物の捕獲活動に加え、地域からの捕獲依頼に対しましても、犬による追い払いやわなの設置等に迅速に対応していただひており、地域の様々な被害や苦情にも対応していただひております。今後、鳥獣被害対策実施隊の活動を強化、推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） どのような方法でも構ひませんが、本当に困っている農家さんの悪さをしているものを確実に捕獲するといひようなことに努力をしていただひくように、そういうシステムを構築していただひくように願ひいたします。

駆除員の人数の面から質問いたします。

駆除員の人数は、平成29年が90名、平成30年が87名、60歳以上が、これ、県のデータですけれども、70%以上となっております。減少化傾向と高齢化が進んでいるように思われます。このような状況を改善するために、若手の駆除員を積極的に推進すべきだと思ひます。また、部落に1人は駆除員を設けるなどの推進をすべきだと思ひますが、お考えを伺ひます。

○議長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 狩猟や有害駆除を行うためには、狩猟免許の取得が必要でございます。このため、狩猟免許取得を推進するために、初心者講習会やハンター保険料の全額助成、狩猟者登録手数料や新規、また更新手数料の免除、狩猟税の2分の1の助成等を積極的に行ってござひまして、若手も含めまして毎年平均7名程度が新規に取得している状況でございます。

また、玖珠町の鳥獣被害対策協議会において捕獲の担ひ手育成、確保を目的に、猟友会玖珠支部を中心に新規免許取得の推進や、取得者への登録、保険加入等の推進を積極的に取り組んでいただひております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） 私も言うばかりでは駄目なので、ちょっと狩猟免許を取りたいと思っております。

そこで、今、説明ありましたように、申請の際の負担軽減は行っているようでございますが、駆除員に対して、毎年の狩猟税の免除やわなの提供など一層の補助ができないかどうか伺います。

○議長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 先ほども申しましたが、狩猟税につきましては、現在、町のほうで2分の1の補助を行っている状況でございます。それから、わなにつきましては、現在、鳥獣被害対策協議会のほうから無償で提供いたしているところでございます。

以上です。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） ありがとうございます。なるべくの助成をお願いいたします。

駆除員の皆さんの活動により、町内全域で年間3,300頭もの動物が捕獲されています。駆除員の皆様の最大の悩みは、捕獲したものをどう処分するかでございます。3,300頭のうちのどのぐらいのものがジビエに利用されているのか、把握されているのか伺いますが、ちょっとこれは通告書になかったと思いますので、僅かだと思しますので、次の質問で。

このように、ジビエに使われないものは穴を掘り埋めるしか処分方法がないのが現状のようです。穴を掘って埋めるのは大変でございます。これが駆除の足かせになっていることも考えられます。また、3,300頭という数字を、1頭50キロだと計算しますと、総重量で165トンになります。町内でこれだけの膨大な死骸が埋められて処分されるのは、環境上異常ではないでしょうか。埋めたものは数日後に小動物に掘り返されていると聞きます。異臭を放ったりと問題も起こっております。小動物の餌になることは、問題のアライグマの増殖にも関係すると考えられます。

これらを考えたとき、処理施設が必要と思いますが、また、ジビエの可能性を求め取り組みたいと、意欲のある意見もお聞きします。このような環境的問題点とジビエの普及の観点から考えたとき、処理施設が必要と思われませんが、お考えをお伺いします。

○議長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 鳥獣被害は、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加をもたらす一因ともなっており、農林業の振興には大きな課題となっております。

被害状況は減少ながら、捕獲頭数も年々増加しており、捕獲されたイノシシ、鹿のほとんどは、各自で埋設処理が必要になるほか、日出生台演習場内での一斉捕獲時は多い日で30頭近く捕獲されることもあり、処理にも大きな負担がかかっている状況でもあります。

こうした中、猟友会玖珠支部や捕獲従事者からも、処理場や加工所の設置など意見が出されておりますが、先行して設置した施設では食肉販売の採算が取れないため赤字経営の事例が多いなど、多様な課題があるため、玖珠町といたしましては、獣被害対策協議会の中で先進地視察研修を行うなど検

討を重ねてきたところであります。今後も、関係者の意見を聴きながら、なるべく早い段階で対策を講じるよう検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） もう検討会が設置されているということで、処理といっても、ジビエに加工するのか、ただ処分するだけか、肥料などに加工するのかなど、いろいろな考え方があろうかと思えます。なるべく早めに狩猟が進み、猟友会の皆様方の労力も軽減でき、有効な活用ができるようなことを考えていただきたいと思えます。

それでは、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

午後1時から再開します。

午前11時55分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（石井龍文君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 皆さん、こんにちは。議席番号4番細井良則です。

議長のお許しをいただき、通告に基づき、一問一答方式で質問させていただきます。

初めに、1月に就任された教育長に幾つか質問をさせていただきます。

少子化、人口減少が進む中で長年にわたり教育に携わってこられた教育長に、教育行政全般について基本的な考え方と抱負をお伺いします。

○議長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 教育行政についてお答えいたします。

教育行政の大きな柱として、学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する4分野がございます。その中で、学校教育につきましては、社会の情勢や変化、社会で求められるこれからの力を見据え、将来の社会人を見据え、一人一人の子供が自分の生涯を通じて学びと主体的創造に生きていくために必要な資質、能力を身につけ、その基礎を築くため、連続性や一貫性を持って取り組んでいくことが重要と考えております。全ての教育活動は、学校が子供側に立って考え運営される、全てが子供中心で取り組んでいきたいと考えております。

次に、社会教育ですが、少子高齢化の社会の大きな変化の中にあって、公民館や町内に4つある自治会館等において、住民主体の参画による持続可能な社会づくりに向け、社会教育はこれまで以上に役割を期待されております。そのためには、庁内の各部局の垣根を越えた連携が必要と考えています。

また、学校教育分野においても、地域とともにある学校づくりのため、コミュニティースクールと

地域学校協働活動を通じて、学校教育と社会教育の一層の連携を推進してまいります。

文化分野の文化行事につきましては、先般実施されましたくすまち公民館フェスティバルや久留島武彦童話を題材とした童話の里ファンタジーミュージカルなど、地域の人材資源である地域住民自身の主体的な創造活動を発展させ、地域住民の総意と参加に支えられた地域の文化発展を推進してまいります。

文化財につきましても、史跡角牟礼城跡などの文化的遺産などの地域資源の保存についても、県教委や文化庁の関係機関、または委員さん方の御支援をいただき、今後とも整備保存を充実してまいります。

スポーツ分野におきましても、玖珠町から、幼児から高齢者まで、社会体育スポーツ分野においても非常に活発な活動を推進しております。これからも総合運動公園などを活用して皆さんがスポーツを通じ、生涯を通じて健康の維持ができるために環境整備や行政としての支援を行ってまいりたいと思います。現在、コロナウイルスで総合運動公園等の運動施設が使用できないことございまして、これにつきましても、屋外競技場等の使用について、今現在、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） ただいま答弁をしていただきました。

やっぱり学校教育については生涯学習社会、そういうことが必要と思います。教育長におかれましては、様々な教育分野を経験されてやっていただくということで、非常に期待をしております。それから、これからの学校教育の中で、後ほど出るかとは思いますが、子供たちが成長していく上で大切なことを教員が一生懸命教えてもらうというような意識づくりもやっていただきたいと思います。

続いて、次の質問に移らせていただきます。

新年度から、小学校で新学習指導要領の導入やG I G Aスクール構想など、教育現場の変革の時期を迎えていますが、一番大切な教育現場の環境整備、I C Tの支援指導員の問題やパソコンの指導員の問題など、非常に、ちょっと遅れているんじゃないかなというふうに危惧するところがありますが、今後、どのような取組をされるか伺います。

○議長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 環境整備等についてお答えいたします。

学校の環境整備につきましては、先般の臨時議会で補正予算の承認をいただきましたG I G Aスクール構想です。子供たちの情報活用能力に向けて、I C T活用指導力の向上のための教員の意識やスキル研修、タブレット端末や電子黒板等のI C T環境の整備、教育の情報化に向けた体制整備を行っていかなくてはならないと考えております。

次に、いじめ、不登校、いわゆる学級崩壊などの問題により、親御さん、家族等の不安が大きくなっており、学校における喫緊の問題に適切に対応するために、子供たちの心の問題、多様化、複雑化という状況を踏まえ、初任者研修をはじめとする教職経験に応じた研修、生徒指導、教育相談と

いった専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とする研修など、体系化とプログラムの一層の充実を図り、いじめ、不登校等に関する知識や理解、生徒に対する理解、関連分野の基礎的な知識などを身につけさせることが必要と考えております。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる相談体制の充実とともに、指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成、専門性と連動した学校へのさらなる理解を図るといった観点から教職員研修の充実を図っていきたいと考えております。

また、最後に、学校における働き方改革についてですが、教師や専門スタッフ等の学校に勤務する多様な職員がそれぞれの専門的な知識や技能を集約して活用し、地域とともに連携しながらチームとしての連携協働、学校運営を推進していくことが、教育の質の向上を図るとともに業務の効率化の改善につながると考えております。

以上、簡単でございますが、よろしく申し上げます。

○議長（石井龍文君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 今、答弁をしていただきました中で、いじめ、不登校について現状を把握した場合、具体的にどのような対策を取るのか伺います。

○議長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） いじめ、不登校につきましては非常に深刻な問題でございますが、特に不登校対応につきましては、至った理由が様々、子供たちの状況によって様々な理由がございます。そういう場合は、教師だけでは非常に難しいということでございますので、専門的なカウンセラー、または医療的な機関とも連携しながら、子供たちがなぜ学校に行けないのかと、どうしてかということでカウンセリングやら医療機関と連携しながら、個々に応じた対応、保護者との連携ですね、をしていかなければならないかと思えます。

いじめにつきましては、先ほど道徳で申し上げましたように、これはやっぱりどうしていじめが生じるかということで、その至った経緯、また学級経営、それと子供たちが、自分がその立場になったらどうなのかということで、やっぱり道徳教育といいますか日頃の学級経営、また子供たちの人間関係を大事にした教育を、学校全体、そして教育委員会と一緒に支援しながらやっていきたいと思えます。早い対応で見逃さないということで、以上でございます。

○議長（石井龍文君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 今、言われたように、迅速な対応をしていただいて、子供たちが明るく楽しく学校に通えるような施策をどんどんやっていただきたいと思えます。

続いて、就任の挨拶の中にもありましたけれども、地域とともにある学校づくりについてですが、現在の教育環境の在り方として、学校、家庭、地域が連携し合った教育環境が必要ではないかと思えますが、教育長の考えを伺います。

○議長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 学校、家庭、地域の連携についてお答え申し上げます。



現在の教育環境でございますが、社会の動向や子供たちを取り巻く環境についてであります。急激な少子化、高齢化の中で、学校や地域の人間関係の希薄化、人と人との関わりの減少、地域や家庭の教育力の低下など、いろんな問題が発生しています。

このような中、子供たちはグローバル化、情報化により将来の変化が予測困難な未来を生き抜いていかななくてはならないということでございます。そのためには、答えのない課題に最善の努力をすることや、幅広い横断的な知識を活用し、主体的に判断し、協働する力が必要となると考えております。これまでの学校だけで行う教育活動には限界があります。これからは、社会総がかりで教育の実現を図る上で、学校は地域社会の中で地域の方々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む、地域とともにある学校、コミュニティースクールの展開が重要かと考えております。

また、核家族や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱え、そのまま保護者が孤立化してしまうなど、家庭教育が困難な現状も指摘されております。そのような家庭支援につきましては、子育てに関する様々な課題を学校、家庭、地域が共有し、身近な地域の人たちが保護者等の子育てや家庭教育に関する相談に乗ったり、親子で参加する様々な活動や講座など、学習の機会や地域の情報などを提供したりすることができるよう、学校、地域、関係機関が連携することで、子育てや家庭教育を応援できるシステムを構築すべきと考えております。

今回の新型コロナウイルス対応にありますように、これからは教育分野と福祉分野、さらに学校、家庭、地域が連携した子育てや家庭教育支援が玖珠町において充実することが必要と考えております。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） ただいま答弁をいただきましたけれども、やっぱりその中で、地域が地元の子供を積極的に支えるというか、教育をする、昔、よく近所のおじいさん、おばあさん、またお父さん、お母さんから、悪いことをしたら自分の子供じゃなくても、地域の方々が叱ってくれるというような感じがあったと思うんですが、現在はそういうのもなくて、原因としては、言うことによって人権侵害とかいろんな部分で文句を言われたりとかいうことで、言われなくなったのかなというところもありますけれども、やっぱりみんなで子供たちを見守るというところで、非行防止とかそういうところもつながってくるんじゃないかなと思いますけれども、やっぱり子供を大切にする、地域をつくる、その中で一番大切なものは何だと考えておられますか。

○議 長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 地域が子供たちを地域の宝として育てるには、やっぱり愛だと思います。愛、そして、地域の人たちが子供と関わることによって感謝され、また、ありがとうございますということですね、そうしますと、地域の人も、ああ、私たちも役に立っておるんだなということです。

それと、やっぱり必要とされている、これは地域の人たちもそうですが、子供たちも地域の人から声をかけられたり、地域の活動に出ることによって、ありがとう、本当によかった、あなたがおったからできたと、それは感謝される、そして必要とされていると感じる、そして最後に、自分たちがそ

ういう活動をすることによってこの地域で必要とされ、また、この地域で自分たちが活躍できるという自己有用感を感じる。これも、地域の人も子供たちも同じだと思います。そういう、感じるということが郷土愛とか地域の一員だということの心の部分だと思います、そういうことを大事にしないと、形だけで何か連携やっておるといふのじゃなくて、本当に充実感を感じる、達成感を感じるような教育をやっていくべきではなかろうかと思っています。

以上です。

○議長（石井龍文君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） やっぱり子供たちを見守るのは愛だということで、そういうのが玖珠町の子供たちにつながって、よりよい環境ができればいいのかなと思います。

やっぱり私は考えるに、一番大切なのは家庭教育、まず朝起きて挨拶をして、それから自分のことは自分でやって、学校に行って挨拶をして、授業をちゃんと受けると、夜決まった時間に寝るとか、そういう部分がしっかり家庭でしつけをして、学校には勉強しに行くというような感じでやれば、いい教育環境ができるんじゃないかなというふうに思っております。どうか本当に子供たちのためを考えた学校づくりをやっていただきたいと思います。

次に、新学習指導要領の中で道徳教育というのが盛んに言われています。ちょっと私、中を見てみると、学年ごとによって、ここまでやりなさい、ここまでやりましたみたい、努力目標みたいな部分があって、非常にいいんじゃないかなと思います。先ほど午前中の衛藤議員の中で、道徳に関しては非常に答弁をいただきましたので、私は、道徳の中で郷土愛、祖国愛ですね、について教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 道徳についての郷土愛、祖国愛についてお答えします。

道徳につきましては、新学習指導要領、4月から新しくスタートしますが、小学校の学習指導要領の総則の第6に、道徳に関する配慮事項ということがあります。その内容は、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加など、豊かな体験を充実することとなっております。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすることということです。その際、いじめ防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意することとなっております。学校の道徳に関する全体計画や諸活動などの情報を積極的に公表することで、家庭、地域の人たちに積極的な参加や協力を得たり、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることとなっております。

学校は、地域社会を離れては存在し得ないものです。児童・生徒は家庭や地域、社会で様々な経験を重ねて成長しています。地域にとって生活条件や環境の違いがあり、産業、経済、文化等にそれぞれ特徴を持っています。校外活動の生活や活動においても、子供たちは地域の方々と交流の中で、地域資源である自然や歴史、文化、伝統芸能などに触れることで、形こそ違え、地域の誇り、宝、それを大切なものを守るために、しみ渡ってくる郷土愛や郷土への誇りが生まれてくるものではなかろう

かと考えております。

そのために、学校は積極的に地域の人材、資源を活用し、教育活動の展開をしていくことが、郷土愛、郷土の誇り、祖国の愛というふうにつながっていくのではなかろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） ただいま答弁をいただきました中で、いろんな中から郷土愛、それから祖国愛が生まれてくるというふうにいただきましたけれども、やっぱり祖国愛が必要じゃないかなというふうには考えております。何かがあったときに、国民が一つになってまとまってその災難を克服するというようなことは必要になってくるとは思いますが、それについて、教育長はどのように考えておられますか。

○議長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 私は、前仕事のときに、東北、秋田、山形に行きました。震災被災地域でございますが、そこに行ったときに感動しました。東北の方はほとんど県民歌という歌を大人数で最後の懇談会とかで歌います。そうしますと、ああ、これはやっぱり一つになっているんだと感じます。それも、じゃ、国歌、国旗、やっぱりそういう国旗、国歌がなぜあるかということは、国民が、自分たちはこの国旗の下、この国歌の下で一つだという団結感、一つになるということが大事だと思います。

だから、学校教育においても国旗、国歌はきちんと文科省等の指導の中でしております。また、以前、玖珠中学校時代に、教育長さんをお願いしまして、国旗とともに町旗、それと校旗と一緒にセットして学校の一員だと意識をする、また、町の一員だと意識する、また国旗で我々は国民だという意識、そういうことを3つ掲げてくださいということで、今、中学校、どこの学校にも国旗、町旗、校旗、あると思います。そういうことで、やっぱり一つになるということですね。だから、できましたら町歌を歌うことも大事かと思っています。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） ぜひとも国旗、国歌については、様々な場所で掲揚していただき、歌っていただけたらというふうに思います。やっぱり国の象徴である国旗、それから国歌は、子供の頃から歌って大切にするという祖国愛を今後の学校教育の中で生かしていただきたいと思います。

やっぱり新教育長になられて、教育方針があると思いますので、玖珠町の学校づくりのために、私たち、親の立場からして子供たちを大切に育てていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをしておきます。

では、次に、閉校した中学校の備品管理について、どのようになっているのか伺います。

○議長（石井龍文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（横山芳嗣君） お答えをいたします。

旧中学校の備品につきましては、これまで議会で御説明しましたように、本年度の1学期にくす星翔中学校が必要な備品を優先的に整備し、夏休みを活用して各小学校が活用できる備品として調整の上、配備しました。その他の備品等は普通財産として総務課へ引継ぎを行っております。

○議長（石井龍文君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 先日、ちょっと各学校を窓越しに見せていただきましたけれども、残った備品の中に万力とかグラインダーとか、そういったまだまだ使えそうな備品がありましたけれども、これについては、官公庁のオークション等を利用して売払いをしていただいて、少しでも玖珠町の財源にできないか伺います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） ただいま教育総務課長のほうからもお答えいたしました。普通財産として管財班のほうで引継ぎをいたしております。学校内の備品につきましては、程度のいいものにつきましては、星翔中学校開校時に星翔中に移管をしておりますが、その後、昨年9月頃までに各小学校が必要な備品の引取りを行っております。また、学校関係による備品の引取りを行った後、森中、玖珠中、北山田の3校につきましては、12月に役場のほうで必要な備品の引取りを行いまして、3月上旬にはコミュニティーによる引取りを行ったところでございます。

役場の引取りにつきましては、引き取った備品の報告と備品管理システムへの登録を行っているところでございまして、また、コミュニティーにつきましても、引き取ったものについては書面で報告をいただいているところでございます。

今後は、各種団体や自治区等にも引取りを順次行っていきたいというふうに考えております。最終的には公売等も、今、考えているところでございます。また、4月からは普通財産となる予定の現在の八幡小学校の備品の引取りがまだ途中でございまして、日出生、山浦、古後の中学校につきましても計画的に、先ほど申し上げましたような段取りを踏んで整理に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） ぜひとも有効活用していただいて、残ったものについては、言われたように公売にかけたりということを検討していただきたいと思っております。非常にまだ使えるものが残っているような気がします。

次に、懸賞品とか賞状、地域の学校の思い出の品物については、どのような管理をされているか伺います。

○議長（石井龍文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（横山芳嗣君） 賞状等につきましては、九州大会以上国等の賞状につきましては、星翔中学校のほうに移管をしまして、星翔中学校にそれぞれ学校ごとのコーナーがございますので、そこに配置をしております。古い賞状については、一括してまだ校長室の中

に置いている状態でございます。

○議長（石井龍文君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 北山田の公民館が改築されるということで、代わりに旧北山田中学校の跡地をちょっと見に行った際に、まだガラスケースに入ったユニホームやいろんな部分がたくさん残っていました。校長室に賞状等もありましたけれども、非常に雑な管理の内容になっておりました。これについては、前回実施した北山田地区の議会報告、また意見交換会の際に、中学校の跡地にそういう部分を展示できるような場所はないかという地域住民の声もありましたので、どうかそういうのも含めて大切に管理をしていただきたいと思います。

次に、午前中、衛藤議員の質問にありました二宮尊徳像でございますが、旧中学校にあとどのようなモニュメントがあるか、分かれば教えてください。

○議長（石井龍文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（横山芳嗣君） モニュメント等につきましては、備品管理というよりも建物の工作物ということで管理しておりまして、台帳管理をしておりません。玖珠中等にはあるということはお聞きしておりますが、具体的に正確な数というのは、現在のところ把握はしていません。

○議長（石井龍文君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 今後、中学校の跡地を有効活用ということで、それぞれサテライトオフィスや様々な会社等に探りを入れながら活用していくという中で、森中跡についてはサテライトオフィスが入る関係で、工事とかいろんな部分で二宮尊徳像が破損したりとか、そういう部分が出る可能性がゼロではないかなと思いますので、何とかくす星翔中学校に移設できないか、伺います。

○議長（石井龍文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（横山芳嗣君） 午前中の御質問にもお答えいたしました、旧森中学校の二宮尊徳像は高岡市旅籠町の廣野市次郎さんという方が作られておりまして、この方は二宮金次郎像をたくさん作られている方みたいで、全国的にあるということで有名な方でございます。

くす星翔中学校につきましては、校旗というか校章というか、7つの星の下に大きな星ということで、それぞれ7つの中学校が集まって一つの中学校になりましたということで、例えば森中の一つの小さい星の部分を持っていくかということが、本当にこれから新しい歴史をつくる学校にとっていいのかという等も含めて、そこはまた、教育委員会内部や定例の教育委員会の中で協議をさせていただきたいと思います。

○議長（石井龍文君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 一般質問をするということで、先日、旧森中の二宮尊徳像、見に行ってきました。そしたら、下を向いて非常に悲しそうな顔をしておりました。私が思うに、今まで生徒の明るい声を聞いていたのが、閑散とした、もうほとんど人がいない中学校にありますので、多分そんな顔

をしていたんだと思いますので、どうか移設に何百万かの費用がかかるというお話が午前中ありましたけれども、町長は使うときにはすばっと使えというふうに言っておられたので、何とかなるんじゃないかなと思いますので、今後、検討していただきたいというふうに思います。

次に、公営塾の運営について伺います。

美山校生のための公営塾の設置の目的と塾の指導内容、助成金の金額について伺います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 玖珠美山高校生のための公営塾の設置目的等でございます。

まちづくりの一環といたしまして、地域に唯一ある高校、玖珠美山高校を存続させ、地域とともに魅力ある高校となることを目的としております。平成28年12月に公営塾玖珠志学塾を開塾して3年度が終わろうとしております。

公営塾の指標は、国公立大学などへの合格者を20名以上、難関大学合格者を創出する、また、公務員、介護や看護職への就職を希望する生徒に対しても教養を高め、面接などの指導も行うこととしております。

高校の授業と大きく違う点は、生徒の学力や希望に応じた個別指導を行うことが特徴で、高校の授業を踏まえて教職員と連携しながら生徒に沿った学習内容、指導内容となっております。

○議長（石井龍文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（横山芳嗣君） 公営塾の設置目的や背景につきましては企画商工観光課長が答弁したとおりでございますので、私からは、指導内容や経費等、さらに効果等についてお答えをいたします。

現在、株式会社バース47の講師がタブレット教材やプリント教材等を使った個別指導を行っているところです。受験に関する5科目9教科を指導しておりまして、個別指導と映像指導の2種類を、最大1日2時間、週2日まで行っています。

個別指導は習熟度や進路に応じた指導を行っていきまして、映像指導として、京都市の映像配信会社の学習映像をタブレットで視聴しながら理解を進め、個人に応じたカリキュラムで対応しています。

なお、塾スタッフは、文系2名、理系2名の計4名の講師が従事しております。

次に、助成経費については、平成28年12月に開設、平成28年度は1,638万3,600円を、平成29年度から令和元年度までの3か年は、毎年3,188万1,600円を充当していきまして、これまでの合計金額は1億1,020万8,400円が委託料となっております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 私も美山高校が開校するときに準備委員の一人として、いろんな面をお願いをしたりとやってきました。非常にいい取組で、予算も計上していただいて、また来年度から3年間続けられるということで、大切にしていきたいと思います。

その中で一番私が疑問に思っていること、それは、魅力づくりをするために始めたこの志学塾が、

アウトプットについては国公立大学、九州大学をはじめいろんな大学に出るという部分がありますけれども、入学者が40人定員が35人になり、30人になりました。それでも今回の一次試験の合格者を見ると、90名が、普通科クラスですね、65名合格、地域産業科30名が20名合格と、昨日今日で二次募集があり、あした試験があり、合格発表があつて二、三人増えるかなというところだと思います。

そこで、魅力づくりに始めた志学塾、しかし、入学者がどんどん減っている、その現状についてどう思われますか。教育長に伺います。

○議長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 塾の魅力ということもありますけれども、その前に、やっぱり中学生がその学校を選択するということは、高校の魅力がないと選択しないと思います。幾ら立派な塾をつくろうとも、高校に魅力がないと非常に厳しいかと思しますので、今後、美山高校、それと塾と併せて、教育委員会と魅力ある高校づくり、また魅力ある塾、そして、いかに入学定員を確保できるかということ、それと、やっぱりアピールが非常に今まで少し弱かったんじゃないかなと思いますので、アピールパンフレット等を、本当にセンスのある資料を作って、私どもも、昨日了解いただきましたので、もう小学校の保護者からアピールしていかないと厳しいかと思しますので、小学生、中学生にどんどんアピールしていきたいと思えます。

あわせて、協議をしながら、協議会をつくって魅力ある学校づくりに邁進したいと思えます。

以上です。

○議長（石井龍文君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） やっぱり、ひたブランドみたいな感じで、どうしても日田に出たり、スポーツ関係については大分のほうに流出する生徒さんが多いんじゃないかなと思います。中学校の進路指導の際に、できるだけ地元の高校に残っていただくというような部分も含めて指導をやっていただいて、最終的に決めるのは生徒本人、また御家族の方だと思いますけれども、少しでも進路指導の中でそういうアドバイスができれば非常にありがたいかなと思いますので、これからはどうか美山高校存続のために努力をしていただきたいと思います、そういうふう思っております。

次、公営塾の運営事業、ふるさと納税から特定施設周辺整備調整交付金へと財源を替えるというお話がありましたけれども、これについて、メリットとデメリットについて伺いをします。

○議長（石井龍文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（横山芳嗣君） お答えいたします。

調整交付金を活用させていただくメリットについては、町の一般財源の持ち出しが少なくなると思えます。デメリットについては、特に現在のところ考えられておりません。

事業執行に当たり、防衛局との合意は得ているものの、特定施設周辺整備を推進するための交付金であることは十分認識しながら、将来の玖珠町を担う高校生の学力向上は不可欠と考え、財源の充当を行うものであります。高校生や保護者、多くの住民へ調整交付金の存在や活用実態につきまして周知、理解を求めることにつきましても、努めてまいりたいと考えるところでございます。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） メリットのほうで、一般財源の持ち出しがないという答弁をいただきましたけれども、その分、特定施設周辺整備調整交付金が減るということですので、プラスマイナスゼロかなというところが考えられるんですけども、先日、九州防衛局のほうの話合いの中で、玖珠と九重の生徒が使っているというような話から、パーセンテージというような話が出ておりましたけれども、これは、あくまでも玖珠町の事業としてやっている公営塾でありますので、そういうのを問わずできないというふうに思います。

理由としては、玖珠町の財源でした道路とかそういう部分を九重町の人を通るのかとか、あるホールを九重町の人を使うとか、それに近いような回答だったような気が私の中で思いました。ぜひとも玖珠町の事業としてやる以上は、局のほうに掛け合っただけで全額出すというような感じで、その分の話合いができたらいいいのかなと思いますので、調整のほうをやっていただきたいと思います。

次、SACO合意に基づいて、平成9年から沖縄の負担軽減ということで、104号線超えの実弾射撃訓練が本土の5か所の演習場で行われるようになりました。今回、2月12日から始まった在沖縄海兵隊実弾射撃訓練において、平成29年10月に新たに併設した日出生台演習場の米軍使用に関する確認書に反し、午後8時以降の射撃が5日間、67発確認されています。これについて町長の考えを伺います。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） お答えを申し上げます。

今回の米海兵隊の実弾射撃訓練につきましては、御存じのとおり14回目を迎えるものでございまして、議員御指摘のとおり、20時以降の時間帯に夜間射撃が5日間行われました。これまでも県、由布市、九重町とともに4者協というスタンスで、九州防衛局と交わしております確認書を遵守すること、また、住民の不安解消や負担軽減を図れるようにということで、双方で誠意を持って対応してまいったところでございます。

この20時の時間設定につきましては、演習場の使用協定そのものは、朝7時から夜21時まで射撃ができるという規定になっておりますけれども、使用協定の確認をする際に、西部方面総監から冬季の射撃終了時間は20時までに自粛することについて各部隊に徹底するという回答をいただいていることが根拠となっております。

今回の訓練で、米海兵隊の現地責任者は、基本的なルールには従うと。しかしながら、訓練の成果のために夜間訓練は必要に応じて行うという言動がありましたので、一定程度安心はしておったんですが、結果として20時以降の射撃が確認されたわけでございます。この現地責任者の基本的なルールというのは、どのような部分を指しているのかいまだ不明でございまして、事実こういったことがあったわけでございます。

これまでも九州防衛局に対しまして訓練が終わった後も再三にわたり要請を行ってまいりましたけ



れども、九州防衛局といたしましては、米軍側には夜間訓練の自粛を要請しているにもかかわらず、米軍側が訓練の目的達成には夜間訓練をせざるを得ないとしていると。米海兵隊に対しても強く自粛要請をしたいという意向を示していただいております。しかしながら、訓練が終わったとしても、解決したわけではございません。

先日、広瀬知事が防衛大臣に直接要請した経過がございますが、4者協といたしまして、引き続き確認書の遵守、そして、地元の不安解消のための努力を重ねていきたいというふうに考えるところでございます。

○議 長（石井龍文君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） ただいま答弁をいただきましたけれども、玖珠町の財源確保も大切で、玖珠からそういった実弾射撃訓練をなくすのではなく、決められたことを守っていただいて訓練をしていただくという方向が非常に望ましいと思います。

私も最終日の19日の夜、演習場に出向いて、私的には最終日だから多分撃つだろうと思って行ってきました。そしたら、8時半以降、いきなりどんとどんと撃って、30発近く射撃をしました。その後、米軍のホームページを見ると、SACO合意に基づいて夜9時までの訓練だから問題はないとかありました。ですから、協定書、確認書を結んでも、結局、日米の国のレベルから考えると、やっぱり9時までということが出ています。

私ども議会としても、地域の住民の不安解消と良好な地域の生活環境を確保するため、本定例会において、日出生台演習場の米軍使用に関する確認書の遵守の徹底に関する決議を議決して、3月6日に正副議長、基地対策特別委員会正副委員長で九州防衛局を訪問しまして、広瀬局長に決議書の写しを直接手渡して、射撃時間の遵守を本省のほうに連絡してもらうようお願いをしてきました。それについて、町長はこれからどのような対応をしていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。自席から。

○町 長（宿利政和君） 自席から失礼をいたします。

今回、玖珠町議会におきまして決議をされたことにつきましては、私どもも確認書の遵守と住民の不安解消に対するそういった地域住民の皆さんの強い思いを議会としても重く受け止められたものだと思いますし、我々執行部としましては全く同様の気持ち、意向でございます。実弾射撃につきましては、残念ながらこれは国の専管事項でありますので、先般、広瀬知事が防衛大臣に直接抗議をしましたけれども、私どもと地方自治体の一員だけでは国の専管事項に対しまして声を上げるのなかなかハードルの高いものもでございます。

したがって、私どもは、町民の皆さんの安心・安全が最優先だという気持ちは当然でございますので、今後とも、4者協を通じて九州防衛局に対して抗議をし、要請をしていきたい、その気持ちは変わっておりません。こういった自治体や国の組織等の関係上、我々は九州防衛局に対して強く対応していきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） 地元玖珠町、非常に弾着地に近いという関係で、地域の住民の方についてはかなりの負担を感じていると思います。その中で、先般行われました現地対策本部の閉所式において、地元の自治委員長の方が、米軍の射撃訓練は終わったが、九州防衛局の説明がないと区切りがつかない。射撃訓練が終わったとは思えないというふうなことを言われておりました。

私のほうは、再三お願いをしておりました現地説明会の開催の日程調整ができたか、伺います。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） その件につきましては、日出生地区の方々17集落の代表として、先般代表の方が、そういった意見交換の場を持たないかということで要請に町長室に参りました。私どもも、今回は最初の公表されたルールとは違うわけでありまして、私ども行政だけでなく、地元の方々にも誠意を持って地元説明会を開いてほしいということを九州防衛局のほうに要請をしておりました。つい最近入った情報によれば、今月の24日火曜日に、九州防衛局の職員が現場のほうでそういった意見交換会を催していただけるという連絡が来ておりますので、その件については、私どもも強く要請した経緯も踏まえますと、防衛局に対して開催していただける敬意を表したいところでございます。

○議 長（石井龍文君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） 日程調整がついたということですので、できるだけ地元の方に周知をしていただいて、たくさんの方が参加をして、その中で自分の思いを語る場所をつくっていただいて、防衛局から本省のほうに連絡をしていただいて、今、防衛大臣のほうも国と国との協議会を開催して、何とかこの問題についてはやるというような新聞報道もありましたので、今後、代替案を考えていきながら、移転射撃については5か所、年間大体4回を基準に実施しております。

今日あした言って、ぱっとできるような話じゃないと思いますけれども、10年スタンスぐらいなところで、日出生台演習場においては、昼間射撃と小火器射撃だけを行って、夜間射撃を行わない演習場としてやっていただくような調整をこれから働きかけることは可能かどうか、町長に伺います。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） アメリカ海兵隊の射撃訓練については、そもそもが沖縄の負担軽減をすることが目的で、いかんともし難いという言葉のとおり、それぞれ全国5か所ですか、受入れをしたところでございます。

今、4者協のスタンスとしては、最終的にはこの訓練の縮小、廃止ということを掲げて、今、取り組んでおります。そういった中でも、やむなくとしてルールを守っていただく条件の中で、今、受入れをしているところでございますので、これは玖珠町だけがいいよということも、それは言えない状況でございますので、代替案を示すことがいいのかどうかも含めて、今後、4者協の中で検討し、方向性も見いだしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 4番細井良則君、残り5分です。

○4 番（細井良則君） 4者協があるということでは言われていますけれども、演習場の8割方は玖珠町でございます。射撃場所も弾着地域も、やっぱり玖珠町が非常に近い場所にあるということを考えると、やっぱり町長が一步前に出てそういう取組をやっていただいで、地域の皆さんが安心して暮らせるまちづくりをつくっていただきたいと考えます。もう、できるか、できないか。できないことを考えたらできないと思います。できることを考えて、一步前に出ていただいでやっていただければ、地域の皆さんは安心して夜8時に寝られるというところを考えると、本当に取り組んでいただきたいと思えます。

縮小、それから廃止という言葉が出ましたけれども、先ほども言いましたけれども、非常に射撃がある関係で、玖珠町、財源は潤っているというふうに考えますので、決してなくす必要はないと思えます。ただ、決められたことを守る、守ってもらう、最終的には守らせる。そういった取組をしていただいで、日出生台演習場で射撃訓練があったときに、反対だと、そういうあれが出ないような形になればいいんじゃないかなと思えます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石井龍文君） 4番細井良則君の質問を終わります。

次の質問者は、11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） こんにちは。私、いよいよ最後となりました11番の秦 時雄でございます。最後までよろしく願いいたします。

まず初めに、新型コロナウイルスの終息の様相もございませんし、いまだ世界的な広がりを見せているところでございます。そういう中で、3月11日は東日本大震災から9年を迎えました。住宅や公共インフラ整備などは最終局面に差しかかり、総仕上げの段階に入ったとしておりますが、その一方では、いまだに約4万8,000人が避難生活を余儀なくされております。

先日、3月11日、報道番組もございました。そのテレビの報道番組の中で、被災された方々が困難に打ちかちながら一生懸命前を向いて頑張っておられます。非常に私は感動したところでございます。そういう中で、被災者が抱える悩み、課題、それを番組で見ると、一層個別化されているように思えてなりませんし、また、複雑化している。被災をされた方々のお一人一人に焦点を当てた支援が不可欠であると、つくづくそういうふう感じたわけでございます。被災者の一人一人の一日も早い復興をお祈り申し上げる次第でございます。

さて、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

まず、玖珠中学校跡地の利活用についてでございます。

これに上げておりますのでは、私は、総合福祉の拠点にということ、その考えを伺うということ、で質問させていただきました。昨年、遊休施設利活用ガイドライン案が示されました。学校等跡地利活用基本計画、平成30年度策定をされておりますが、中学校跡地の活用につきましては、その中で、学校跡地の活用の優先順位の設定が示されておりました。これは決まったわけではないと思うんですけども、まず1つは、各中学校の活用のガイドラインとしましては、行政による活用、2は地域の活

用の地域活用、3番目に企業等の活用、4番目に複合活用、それはオフィス、企業、加工場ということでございます。5番目が校舎等の完全除却でございます。こういった町内の中学校跡地は、これまでに地域の住民にとっても身近な施設でありました。災害時には避難所としても大変に重要な役割を担っております。

森中学校跡地や玖珠中学校跡地は、人口密度が高い周辺であり、本町の中心部に位置し、その利活用については重要な跡地であると位置づけております。特に玖珠中学校跡地につきましては、町が方向性を出しているように、行政が活用すべき跡地であると。これはガイドラインで一応示されておりますけれども、今後、さらに進む少子高齢化に伴う総合福祉ゾーンとして中核的な役割を担えるベストな場所ではないかと考えておりますけれども、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） お答え申し上げます。

先ほど議員より、中学校の跡地の優先順位を、行政使用、地域、企業利用、複合施設、除却というような順番で説明をいただいた、そのような考え方で各校とも検討しております。

質問いただきました玖珠中学校の跡地につきましては、平成30年、約2年前に玖珠町の社会福祉協議会から利用させてほしいというような要望があったところではありますが、御案内のとおり、非常に場所もよく、それから、周辺の商店、住宅等々の条件もいいことから、いろんな団体、グループ等が活用したいという申入れが現在まで入っております。

基本的には、そこはやはり、今のところでございますが、福祉・保健のゾーンだというふうに考え、調整を今しているところでございます。極端なことを言いますと、都市部のように、コンパクトシティーの考え方でありますように、病院やそういった福祉施設、保健施設、そして、商店が近いというのは非常に条件的に有利な面もございますので、現在のところは保健福祉施設ゾーンとして考えているところでございます。

保護司会の方々もそういった声も上がっておりますし、まだ部屋割りをどうするのか、誰が共同運営管理をするか等々については今後になりますけれども、基本的にはそういう方向だというふうに、今、作業を進めているところでございます。

○議 長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 福祉活用ということでございますので、福祉保健課から一言述べさせていただきます。

学校等跡地利活用基本計画の中では、行政による活用を第1優先順位としており、福祉保健課としましては、高齢者、障害者、子育て等々、国も様々な福祉施策について包括的な取組を推進している中、総合福祉拠点の整備は望ましいことであると考えております。しかしながら、運用面、行財政改革、公共施設の在り方等、慎重に検討しなければならないと考えておるところであります。

なお、子育て世代包括支援センターでございますが、本年4月より子育て健康支援課が新設され、センター機能を担うこととなります。本センターの業務は、妊産婦、乳幼児等の実情を把握すること、

妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、関係機関等へのつなぎ、必要な情報提供、助言、保健指導を行うこと、また、支援プランを作成し、状況を確認しながら適切なサービスを提供し、切れ目のない支援を行うこととございます。そのためには、関係部署との連携が不可欠となります。例を挙げますと、出生や他市町村からの転入があった場合、まずは住民課で出生届や転入届を行います。次に、児童手当の対象であれば子育て健康推進課へつなぎます。さらに、小学校、中学校のお子さんがある場合は教育委員会へつなぎ、転校に関する手続を行うこととなります。

以上のことから、子育て世代包括支援センターにつきましては、関係部署とのスムーズな連携、利用者の便宜を図る上でも、玖珠中学校跡地等での設置については想定をしておりません。

以上であります。

○議 長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） すみません、私のほうから、学校等跡地利活用基本計画、平成30年度に定めたんですが、学校跡地の利活用対象者の優先順位や体育館の整備方針について整理してまいったところであります。

中学校は、どの地区においても中心地に位置し、跡地についても今後のまちづくりとして重要な拠点施設となることから、令和元年度、本年度は、経費を抑制しつつ、民間事業者の活用策や資金力の活用などが導入できないか検討してきたところでございます。

その中で、玖珠中学校跡地の利活用につきましては、学校等跡地利活用基本方針の中で、行政による活用を第1優先順位としております。しかし、玖珠中学校は、校舎本体建築年数43年以上が経過しております。外壁や屋根防水シート、給排水設備などが老朽化してきております。また、建築基準法によりスプリンクラーの設置など多額の改修事業費も見込まれているところであります。このため、玖珠中跡地につきましては、中長期的な視点に立ち、玖珠町全体の価値向上となる利活用方法を模索する必要があると考えております。

そのため、本町としましては、中長期計画で、まちづくりデザイン、ゾーン設定を明確に行う必要があるため、臨時的な貸出しは検討しながらも、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画、また、玖珠町第6次総合計画と整合を図りつつ検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 自席から失礼いたします。

最初に私がお答えしたことと両課長がお答えしたことは、何か課長の答弁のほうが後退しているんじゃないかという印象を受けますけれども、手続的なことを、今、両課長からお話を申し上げただけでありまして、現在、検討する中では、保健福祉ゾーンが一番近いんじゃないかという方向性が出ていますので、私のほうからそういう答弁をさせていただきましたけれども、一定のそういった企画会議等も、プランニングも含めて最終決定をしていくということとありますので、御理解いただきたいと思います。

○議 長（石井龍文君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 行政改革ということで、先ほどの議員からの質問がありましたけれども、この機会というのはまたない機会だと思うんですよ。だから、しっかりと、やっぱり今、町長が言われたように全体的な福祉健康ゾーン、そういう考え持っておられるということでもありますので、それに向かってしっかりと今後取り組んでいただきたいということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、新型ウイルス感染症対策についてでございます。

これについては、昨日の一般質問においても宿利忠明議員、河島議員からも新型コロナウイルスに関する質問がありました。この質問に対しても重複するところもございませうけれども、通告に従ひまして質問させていただきたいと思ひます。

まずは、1番の町民の安全確保ということでございませう。PCR検査等の病院の体制についてということでございませう。これについて伺ひたいと思ひます。再度伺ひませう。

○議 長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 昨日も同様の質問がございましたので、簡潔に説明いたします。

検査体制、病院等の診療体制につきましては、現行では、帰国者・接触者外来及び一般の医療機関を受診した方々に感染が疑われた場合は、当該医療機関が西部保健所に検査の可否を求め、検査対象となった方に対して検査を実施いたしてございませう。

以上でございませう。

○議 長（石井龍文君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 現在は、玖珠において新型ウイルス感染症の方がおられないから、本当に幸ひでございます。これが、いざ出た場合、そういう方が感染したことが分かりませう、一般の私たちもですね。頭がちょっと痛いな、風邪引いたんじゃないかということで病院に殺到する。これが一番危惧するところではないかと考えてございませう。そうすることによって、重症な、例えば高齢者の方々が入院ができなくなったり、よく言われている医療崩壊が起こるのではないかと懸念されてございませう。

そういったきちとした医療体制が一番重要だと思ひてございませうけれども、この質問に対して執行部はどういうふうな、盤石で大丈夫だと、そういうことでよろしいんでございませうかね。

○議 長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 町内で発生した場合でございますが、昨日も申し上げましたとおり、直接医療機関等から役場のほうに連絡はございませう。必ず保健所、また、県を通じて通知がなされませう。それに伴ひまして、保健所のほうが医療機関のほうに帰国者・接触者外来、こちらのほうを受診するように言われて、そこで検体を取って、そこで陽性になった場合は、ここで言うところの済生会日田病院、そちらのほうへの入院になって治療に当たるといふふうになってございませうので、もし、そこが満床とかになった場合は、また県下で何施設かございませうので、8病院が設定されてございませうから、そちらのほうへの振り分け等になるかと思ひますので、

今現状、県内では1症例しか出ておりませんので、今のところは大丈夫ではないかと思っておるところであります。

○議長（石井龍文君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 昨日の質問の答弁の中にも、周知に関しても答弁をされておりましたので、そこら辺はきちっと町民に分かるように、どういう体制を取ってどういうふうにして、直接病院に行くのではなくて、電話で伺いながら、ちょっと周知の仕方も万全を期していただきたいなと思います。これは感染症ですから、いつどういう形でこの玖珠町に、そういった方が起きるか、感染が起きるか、これは本当未知の世界でございますので、あくまでもその体制というのはきちっとしていただきたいなと私はそう思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

その次でございます。共働き世帯や独り親世帯に対する育児支援についてでございます。

今問題になっている方は、独り親家庭の方々、小学校1年、2年、3年生の方々、お休みで親がなかなかお仕事に行けないという、そういう家庭が多々あるんじゃないかと私思っていますけれども、そういった共働き世帯や独り親世帯に対する育児支援というのは、町として、学校はどういうふうな対応されているのかなということで、お願いします。

○議長（石井龍文君） マイクの前でちゃんと言ってください。西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） こちらも昨日も同様の質問がございました。

現在、共働き世帯等々もございますので、町内3か所ある放課後児童クラブ、こちらを朝から夕方まで、今のところ開けていただいて、開所して実施していただいているところでございます。

以上であります。

○議長（石井龍文君） 11番秦 時雄君、昨日と重複する部分がありますので、簡潔にお願いします。

○11番（秦 時雄君） そうですね。

今、町内に3か所ある放課後児童クラブが対応しているということであります。それで、この間、政府から出された中で決められたことがありましたけれども、放課後児童クラブを、仮に午前中運営しても、その運営に関する追加的なそういったものが発生する場合は、その経費は全額国費から負担するというのを私は伺っております。

こういうことから、フルに、この今の休園がいつまで続くか、4月から再開されるのが本当はありがたいんですけども、分かりませんが、そこら辺もよく考えながら、こういった家庭における児童たちを何とかそういった児童クラブなんかを大いに活用してもらいたいなと思っているんですが、そこら辺はどうでしょうか。これは全額国費から負担するということが決まっておりますので。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 御質問の内容は、保護者負担金ということでよろしいですか。

○11番（秦 時雄君） いいですよ。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 今現在、放課後児童クラブは月4,000円程度頂いているわけなのですが、今回の場合は、夏期休暇等と同じような扱いになるかと思います。その分で、今言われましたとおり、国のほうが10分の10予算措置をしてくれるというふうな通知も来ております中で、通常の毎月払っているお金プラス出た分、その分については国費のほうで対応するように今手続をしているところでございます。

以上です。

○議長（石井龍文君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 次にまいります。

臨時休校に伴う学校給食の停止の影響ということでございます。

昨日の答弁の中にもございましたけれども、学校給食センターへ食材を供給している方々、玖珠町で農業の野菜なんかを供給している地元業者に対する措置、昨日の答弁では、そういうあれがまだ要望等はいただいている、牛乳に関することもいただいているという答弁でございましたけれども、今後、大いにこれの措置についても、国もこれを補填すると言っているんですから、こういう国の方針については迅速に対応していただきたいなと私思っています。そこら辺のことはいかがでしょうか。

○議長（石井龍文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（横山芳嗣君） 学校給食への影響については、昨日御回答させていただいたとおりでございます。

食材関係への影響でございますが、ちょうど今日、私、昼休みに自席に戻ったところ、文科省、県教委を通じまして、中小企業庁からその関係の依頼文ということが来ておりました。給食中止に伴う影響についてということで、特に中小企業への対応を配慮願いたいというような文書が来ておりましたので、またこれは玖珠だけではなく、日本全国的なことでございますので、国等の動向を踏まえながら対処していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） できるだけ迅速な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、次に、玖珠町のワクチン接種の現状と接種率の向上の取組について質問をさせていただきます。

まず初めに、風疹抗体検査と予防接種の無料クーポン券の利用状況について伺いたいと思っております。

一昨年より風疹が非常に流行しておりまして、都市圏の成人の男性を中心に、一昨年は3,000人近くが罹患したということで、昨年の10月の患者数も2,000人を超えて、今年は東京オリンピック・パラリンピックが開かれる、世界から多くの観光客が来日するというところで、風疹の流行を防ぐため、昨年4月から3か年間で抗体検査、予防接種が無料で受けられるクーポン券の郵送などが始まってございます。これは、対象者は昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性でございます。

この風疹も、妊娠初期の女性が感染しますと、胎児が目や耳、心臓に障害を伴う先天性風疹症候群



になるおそれがあるということでございます。流行の拡大を防ぐためには、患者数が女性の4倍に上る男性がワクチンの予防接種を受けることが重要であります。

特に先ほど言いましたように、昭和37年4月から昭和54年4月1日生まれの男性がワクチンの予防接種を受けておらず、国は約1,500万人の対象者がいるとございますけれども、昨年4月から3か年計画で抗体検査と予防接種が無料で受けられるクーポン券の郵送が始まっておりますが、本町の対象者数、そして利用状況と今後の対策、接種率の向上の取組について、併せて質問をさせていただきます。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） それでは、お答えいたします。

風疹の抗体検査と予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われています。しかしながら、公的な接種を受ける機会がなかった、先ほど言われたとおり昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、抗体保有率が他の世代に比べて低くなっております。そのため、本年度から令和3年度までの3年計画で、その方々を風疹の定期接種の対象者とし、無料クーポン券をお届けしているところでございます。

本町の対象者でございますが、令和2年3月4日現在、1,486人でございます。このうち1年目の本年度クーポン券発行対象者、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性は606名で、1年目発行希望者——こちらは2年目、3年目の対象者ですが1年目を希望する者であります——の5名を合わせた611名に対して、昨年5月にクーポン券を発送いたしました。

クーポン券の利用状況でございますが、昨年4月から9月にクーポン券を使用し抗体検査を受けた方は全国で約87万人です。本町においては、昨年4月から12月の間、抗体検査を受けた方は112人、うち陰性、抗体がなかった方が42人、定期接種者数が32人となっております。

今後の対応でございますが、本年度に発行したクーポン券を令和2年度も使用可能とし、本年度クーポン券未使用であった方に対しては、3月中に再勧奨を行うよう準備を進めているところであります。また、2年目となる令和2年度クーポン券発行対象者、こちらは昭和41年4月2日から47年4月1日までに生まれた男性及び2年目の発行希望者に対しましては、令和2年度当初からの利用ができるように、3月6日付でクーポン券を発送したところでございます。

接種率の向上の取組としましては、さきに述べた以外に、ポスターの掲示及びホームページへの掲載により、接種率の向上を図っているところでございます。

以上であります。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 全国的に、先ほど福祉課長がおっしゃられたように、まだまだ利用状況がよくないということで、珍珠もまだまだでございます。そういう点、積極的にこのクーポン券を利用するようにしていく周知を、対象者の町民の方々に周知を徹底していただきたいと思っておりますの

で、その点も重ねてよろしくお願いたします。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種でございます。

この高齢者の肺炎球菌予防接種は、予防接種法の改正によりまして、平成26年10月1日から定期接種となりました。制度が始まった当初は平成26年から平成30年の5年間実施されましたが、平成31年1月より、元年の1月、初年度から、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の高齢者対象が5年間、制度が延長されました。これは65歳相当の高齢者の定期接種率が、平成28年度ではまだまだ40%の接種率で非常によくはないということがございますし、75歳以上は年齢が上がるに従って接種率が下がっており、周知が不十分であるとの指摘がございます。経過措置の延長が決定されましたが、次にその質問でございます。

本町の対象者数、利用状況と今後の対策、そして、接種率の向上の取組についてのコール・リコール対策について、課長から答弁をいただきたいと思ます。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） それでは、高齢者肺炎球菌ワクチンの対象者でございますが、本年度の対象者は557人で、本年度65歳になった方から100歳までの5歳きざみの方——70、75等々になります——と100歳以上の方で、これまで肺炎球菌予防接種を受けたことがない方が対象となっております。

利用状況でございますが、令和2年3月4日現在、接種者数が153人となっております。

接種率向上の取組としましては、広報くす3月号にて、再度、予防接種の受診勧奨をしたところでございます。また、令和2年度接種対象者につきましては、4月の広報にてお知らせするとともに、個別通知を実施いたします。

以上であります。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） まだ接種されていない方がたくさんおられるということで、個別に通知をされるということでございます。

それで、私もこの2月1日に70歳になりまして、クーポン券、この予防接種に行ってくださいという対象者で、早速、肺炎球菌ワクチンの予防接種に行ってみました。この一般質問の前に何とか行かないかと思って行ってきましたけれども、やっぱりそういう状況で、高齢者の方は気がなかなか行けないというものがあるのかなと思っております。特にやはり高齢者になりますと、心不全とか肝硬変とか糖尿病とかそういう持病を持っておられる方は、特に肺炎になる確率が高いということで、ぜひとも周知を、コール・リコール対策を行うということでございますので、積極的に町民の対象者が病院で肺炎球菌ワクチンを接種できるように取り組んでいただきたいと思ます。

続きまして、3番目のロタウイルスワクチン予防接種の現状と定期接種でございます。令和2年10月1日前に対す子供たちの予防接種の公費助成についてということでございます。

これは、現在、ロタウイルスワクチンは、希望者が高額な費用を自己負担する任意接種でございま

す。乳幼児の重い胃腸炎を引き起こすロタウイルス感染症を予防するワクチン予防接種費用が、公費で負担となる定期接種に加わることになりまして、今回、定期接種になったということでございます。

それで、これまではワクチンの接種費用が非常に高く、お1人で2万円から3万円前後かかるため、負担軽減を求める声は全国で上がっていたところでございます。そこで、私たち公明党、特に全国の地方議員は、ロタウイルス感染症から子供たちを守るために、国と地方挙げてワクチン接種に係る費用の負担軽減に取り組んでまいりました。

そういう中で、2020年、本年の10月1日から定期接種化されまして、原則的にロタウイルスワクチンの予防接種が無料化とされたわけでございます。対象が、今年の2020年8月1日以降に生まれたゼロ歳児となっております。まだワクチン接種の可能な乳幼児がありながら、本年の8月1日以降に生まれた乳児は無料になり、8月1日前に生まれた乳児は有料となる。多分、小さな乳幼児を持たれるお父さん、お母さん方も思われるかもしれません。私も、公平性の立場から、町が公費による負担を行うべきだと考えております。

ロタウイルスワクチンも、全国的には公費で助成する自治体もだんだん増えてきたんです。それに伴って、国がやっぱりこれは必要だなということで認めたと思うんです。だから、今回こういったように10月1日から無償化になるということでございますけれども、8月1日が基準になって、8月1日前に生まれたお子さんは対象じゃないということが、二、三万円のワクチンの費用がかかるわけです。そのところを何とか町費で負担をしていただきたいなと思います。

いろんな考えがございますけれども、これは長期的に同じ公費が要るわけじゃないし、一過性のもので、それを越しますと、もう10月1日からずっと永久に公費で負担されるわけでございますけれども、そこら辺、どうも私も、8月1日以後に生まれた子、前に生まれた子、この不公平さをすごく感じます。そこで、町の考えはどういうふうに考えておられるのか、質問をいたします。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） お答えいたします。

今、議員が言われたとおり、10月1日から、法が一部改正されて施行されることではありますが、対象としましては、令和2年8月1日以降に出生した児童となっております。それ以前の者につきましてはどうかというお尋ねだと思うんですが、現在、おおいた子育てほっとクーポンの独自事業としまして、ロタウイルス予防接種について、1回5,000円を上限にクーポンの利用ができるようになっております。そのことが1点、それとあと、国に準じた取扱いを行っているため、施行日以前に接種した場合の補助は、ちょっと今のところは困難であるというふうを考えております。

それプラス、もう一つが、このワクチンにつきましては、生後14週6日までにおおむね打つようになっておりますので、無償化になるということで期限を越えて打たれる方等も出てくる可能性もございますので、安全性の観点から、それは好ましくないということもありまして、町の福祉としましては、公費の負担のほうは考えていないところでございます。

以上であります。

○議 長（石井龍文君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 公費の負担はできない、大分県がやっています子育てほっとクーポン券を使って5,000円の補助が出るということでございます。

しかし、例えばロタウイルスのワクチンが2万から3万ということでございまして、非常に高額なわけですね。そこら辺を考えていただいて、少しでも、クーポン券を使ったとしても、もうちょっと町の助成をしていただいて、負担を軽くするという方法も考えるわけでございます。

全国でも、結構この助成事業を行って無料化しているところもありますし、今や、見ますと、去年で実施をするとか予定をしている自治体は300以上あると言われておりますし、今回こういったように10月1日から無償化になるわけですけれども、10月1日を基準にして、前に生まれた子と後に生まれた子でも、こういった玖珠町のきめ細やかな対応が、やっぱり一つ一つ子育て支援についても必要だと私は思っておりますけれども、町長はどのようなふうにご考えておられるか。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 自席から失礼いたします。

今、そういう対象の部分が、令和2年8月1日以降にお生まれになられた乳幼児、施行が10月1日以降ということでありまして、じゃ、7月の末日に出生された方とどう違うのかということもあろうかと思いますが、先ほど担当課長から、14週6日までに接種することが望ましいという極めて専門的な医療の部分にもなるかと思っておりますので、子育て環境を整える玖珠町としては、もし何か可能な対応ができるのであれば対応できるように検討してみたいと思っておりますが、一度ここでは、できることは積極的に取り組んでいくということをお答えして、専門的な部分はまた検討させていただければと思っております。

もし、その結果、補正予算等が必要であれば、また上程を申し上げたいと思っております。

○議 長（石井龍文君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 町長から、一応検討をされるということで、ぜひともこれについては何らかの形で、もう一過性のものですから、それが終われば、もうずっと無料接種になっていくわけです。その間だけがなかなか不公平ではないかというね。これは各自治体、そういったお子さんを持っている方々、玖珠ではないです、ほかの町から聞いたんですけれども、そういう声もあるということで、今後、ぜひともこういった事業を補助していただきたいということでよろしくお願ひしたいと思いません。

次に、4番目の白血病などにより定期接種で得た抗体が失われた人に対するワクチン再接種の助成についてであります。

これは、保険適用はございません。白血病などの治療で骨髄移植や臍帯血移植などで、大量の抗がん剤の使用や放射線治療を移植前に行い、患者の免疫機能が低下し、消失させる必要があります。これによって風疹や麻疹、水ぼうそうなどの定期予防接種で得た抗体も失われてしまうために、骨髄移

植や臍帯血移植後、もしこれらの病気に感染すると重症化のおそれが大きいため、ワクチンの再接種が必要となるということでございます。

定期予防接種は公費で行うために無料でございます。小さいときに定期予防接種でずっと、これは接種法で無料で行ってくるんですけども、一方、再接種すれば、全額が患者の自己負担となり、約20万円ぐらいは必要であると、このように言われております。骨髄移植手術などにより医療費が高額となり、経済的負担も大きい、白血病などの骨髄移植を受ける患者は厳しい闘病生活を余儀なくされます。特に患者が子供の場合は、家族の多くは長期の入院のために付添いをしているケースが多い。そのために、心理的、経済的に負担がとて大きいものがあります。

そこで、ワクチンの再接種代の助成制度の創設を検討すべきであると考えますけれども、御所見を伺いたいと思います。

この公費助成につきましては、白血病もかなり、先ほど私、助成事業に対する検討中が、去年が300を超えと言いました。これは、先ほどのロタウイルスワクチンですね。これはちょっと私、訂正させていただきます。白血病などによる定期接種で抗体が失われた人に対する公的補助を各自治体がやっている。これは去年の段階で実施や検討しているのが300を超えると。実際、助成事業をやっているのが89の自治体と、恐らく390か400の自治体がこれを行っているということでございますけれども。

私の知人の方が白血病を患いました。骨髄移植までは至らなかったんですけども、やはり本当に何万人に1人というような割合で発生するそうでございます。玖珠町もそういう方がひょっとしたら1人や2人は、2年か3年に1人、骨髄移植までは、そういった方が出られるとも分かりませんし、現在おられるかは私も分かりません。そこら辺、課長、現状はどうなんでしょうか。白血病の患者がおられるのか、また骨髄移植までの治療をしなきゃいけない人がおられるのか。そこら辺が分かればお願いしたいと思います。

それで、さっき言ったように20万かかるんですね。全部やり直すんです。それが大体、各自治体によっては20歳までの人に対しては無償で、自治体はその20万全てを見ましようというやり方でやっておられるんですけども、やはりこれは何万人かに1人の割合で実際におられるわけですけども、しょっちゅうそういったお金が要るわけではございませんし、そういう対象の方々に対してはきちっと、こういったワクチン接種の助成費用を町が工面してやっていただきたいなということでございます。そこら辺の質問をさせていただきます。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） お答えいたします。

まず、町内にそういう対象者の方がいらっしゃるのか、実際にどうなのかということでございますが、これについては私のほうは把握しておりませんので、後ほど調べて回答したいと思います。

それと、町のほうでの補助、公費負担ができないか等でございますが、免疫を消失した方に対する再接種に対する何らかの助成事業を行っている自治体は、先ほど議員さんも言われたとおり、全国で89ございます。でございますが、調査時点で、大分県内の自治体において助成事業を実施している市

町村はございません。現在も同じであります。

予防接種法に基づく予防接種は、疾病の発生及び蔓延の予防という目的を達成する上で、各種感染症に罹患しやすい年齢等を踏まえ、接種年齢や接種回数を法令で定めた上で実施しておりますが、免疫は被接種者全員に必ずしもつくわけではなく、免疫がついていない場合の再接種まで予防接種において認めているわけではございません。そのため、医療行為により免疫を失った場合に別途対応することは、予防接種法において想定していないものでございます。

つきましては、定期接種で得た抗体が失われた人に対する予防接種の公費助成については困難であると考えております。

以上であります。

○議 長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 本当にここまで白血病によってワクチンの抗体を失われるというのもめったにないことでございますので、1人あっても、その方に対しては保険が利かないわけでございますし、大変だと思っております。そういう具合で町は、2年、3年、4年後かもしれませんけれども、そういう方が出たときの場合のことを考えながら、ワクチンの抗体の接種の費用というのを町が何らかの形で助成していただく、そういうことを考えていただきたいと思っておりますが、町長、今の私のやり取りを聞かれてどういうふうな感触でございますか。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 基本的には担当課長が答弁申し上げたとおりでございますが、白血病、残念ながらそういった病魔に侵されている当事者、また御家族にとっては非常に重要なことだというふうには思っております。

しかしながら、先ほどの予防接種法に基づく考え方、それから、今、町内にそういった該当者がいるかもまだ不明な中では、すぐさまそれを助成事業に成立させるというのはちょっと厳しいのかなというふうに思っておりますし、全国的なもの、それから県内の市町村も同様の状況であるようでございますので、大変なことだというふうには十分認識はいたしますけれども、これを事業化する、助成化するということについては、まだまだなのかなというふうな考えでございます。

○議 長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

秦議員、国会答弁のような感じがするんですが。町で話す内容かなという気がしますが。

○11番（秦 時雄君） いや、大きい声で分かりやすく言っているのが悪いんですか。

○議 長（石井龍文君） いやいや、あ、いいです。

○11番（秦 時雄君） それでは、その人のためにきちんと整備するというのが町の役割ではないかと思うんです。いつそういう方が、患者が出るかも分かりませんがね。お願いいたします。

次は、再犯防止推進計画についてでございます。

刑法犯で検挙される人は近年で大幅に減少しておりますが、そのうち再犯者が占める割合、再犯率は上昇傾向にあります。犯罪者の約半数が再犯者であるという現状であります。刑務所は、受刑者

を更生させるための努力を続けておりますけれども、刑務所内の対応だけではその効果が限定的であり、仮釈放後の保護観察期間に行う職探しなど、刑事司法、司法手続、あらゆる段階で切れ目のない指導、支援が必要であります。社会復帰支援には、国だけではなく地方自治体と民間団体との連携協力が欠かせません。平成28年10月に議員立法として再犯防止推進法が成立、施行されました。それに基づきまして、平成18年度から5年間、再犯防止推進計画が作成されております。これに伴い、大分県再犯防止推進計画が昨年3月に策定をされました。

そういうことで、この計画に対する認識について伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 再犯防止推進計画でございますけれども、就労、それから住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進等の課題があるということから、5つの基本方針を定めまして、平成30年度から令和4年度までの5年間で、先ほど申しました解決に向けまして、115の施策に取り組んでいくことが明記をされているものでございまして、平成29年12月に閣議決定をされております。

これまで国の動きといたしましては、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会、この開催に向けまして、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進も盛り込みました「世界一安全な日本」創造戦略を閣議決定いたしまして、「犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会～」という宣言を決定してきたという経過がございます。

また、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業数を平成26年の3倍にする、それから帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる等の数値目標も示されているところでございます。

町といたしましても、犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰することができるよう、再犯防止の施策の指針となる計画だと認識をしておりまして、関係団体と連携をしながら啓発に努めているところでございます。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 私も保護司として平成24年に任命をされまして、もうこれまで8年となります。その間、数名の方の保護観察を受け持ちまして、今日に至っております。そういう中で、刑務所を出所したが再び犯罪を犯す割合というのは、50%以上でございます。少年院や刑務所に収容されている人が釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるように、釈放後の帰省先の調査、引受人の話し合い、そして就職先の確保などを行い、必要な受入れ体制を整えなければなりません。そのために、出所した人たちの住宅の配慮とかが必要でございます、町営住宅などのですね。また、そうした人たちに雇用の場を与えなければなりません。犯罪の前歴があるために定職に就くことが難しい保護観察の対象者を、事情を知った上で雇用し、更生に協力する協力雇用主を増やすために、企業に理解していただかなければなりません。また、保健福祉、生活保護などの支援も必要となります。これには地方自治体と民間団体との連携、協力が欠かせませんし、また町民の理解も欠かせません。

こういったことから、保護司、保護観察所、地方公共団体、民間等の関係機関との連携とその取組

が非常に大事だと、私そういった現場にいた人間がそういうふうにつくづく感じます。そういうことから、今後の保護司、地方公共団体、民間等の関係機関との連携と取組について、町としてどういふふうに取り組んでおられるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 社会復帰のための支援について、玖珠保護区保護司会の皆様には大変お世話になっているところをごさいます、町といたしましては、保護司会等へ助成や事務の一部を補助しているところをごさいます。

以上をごさいます。

○議長（石井龍文君） 11番秦 時雄君、残り4分です。

○11番（秦 時雄君） この連携というのが非常に大事だと、つくづく思うんです。私たちが担当しますと、やはり月2回面接をいたします。次、住居、これが変わらなければならない。例えば生活がどうなるか分からんし、その場合はやっぱり福祉のほうにお願いしなくてはなりませんし、いろんなものがございます。そしてまた、企業に対しては、こういう方を雇用してくださいという、そういう動きもしなくてはなりませんし、今後、そういった関係機関との連携、これが必要だと私はつくづく感じておりますので、そこら辺は今後、町としてやっぱりこれは考えていただきたいなと思っております。それで、3番目の玖珠町再犯防止推進計画の策定をごさいます。

これは一遍にできるものではありませんけれども、徐々に支えながら、こういう計画を策定するというのが、刑務所から出所した人たちをきちっと社会の中に出していくという重要な役割でございますので、このことを取り組んでいただきたいなと思っております。それについて何かあれば伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） いろんな活動に積極的に住民の方、取り組んでいただいております。町といたしましても、社会を明るくする運動等に積極的に取り組むことによりまして、推進を進めていきたいというふうには思っております。

以上をごさいます。

○議長（石井龍文君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） これは、本当に自治体がきちっと動きを見せながらやらないと、なかなか進まないし、また、町民の方に啓発もしなくてはならない。7月に社会を明るくする運動と、啓発運動があります。その中で、町長以下皆さんが、玖珠九重、保護区でございますので、そこでやっております。こういうのはやっておりますけれども、実質的にそこで協議をする場、やっぱりこれが私は大事じゃないかと思っておりますので、今後もこの件についても努力してやっていただきたいなと思っております。

1分になりましたので、これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石井龍文君） 11番秦 時雄君の質問を終わります。



以上で本日の日程は全て……

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 先ほどのロタウイルスワクチン予防接種での公費助成についての福祉保健課長と町長の答弁が違っていったような気がするんですけども、その辺をもう一回確認したいんですけども。

○議長（石井龍文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 福祉保健課長よりは、現在考えたところでは助成事業の創設は難しいという……、したと思うんです。ただ、町長としての見解はどうかという質問をいただきました。基本的には先ほど申しましたように、難しい面はあるけれども、そこは子育て環境に優しいまちづくりをつくろうという考えの中で、できることがあれば検討したいということでもありますので、するという返事はしたつもりではございません。持ち帰って、可能なら考えてみるという、検討するという返事をしたと思いますので。

〔「補正でやるということを言われたからね」と呼ぶ者あり〕

○町長（宿利政和君） その際で、もし町単独分が持ち出しが必要であれば、これは当初予算に上がっておりませんので、補正対応をお願いすることもあり得ますということでございます。

〔「はい、分かりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日3月18日は閉会日となります。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後2時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年3月17日

玖珠町議会議長 石井龍文

署名議員 横山弘康

署名議員 松本真由美